

信託のチカラ

りそな日本国債オープン

実績配当型金銭信託 / 国内債券 / 追加型



商品説明書（目論見書） 2024.11.27



株式会社 **りそな銀行**

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当社は、この目論見書により行う「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン」にかかる内国信託受益権の募集について、金融商品取引法第5条の規定に従い、2024年3月22日に募集事項等記載書面ならびに有価証券報告書およびその添付書類を関東財務局に提出しており、当該募集事項等記載書面および有価証券報告書は有価証券届出書とみなされます（これによりみなされた有価証券届出書を、この目論見書において「有価証券届出書」といいます。）。当該有価証券届出書は2024年3月23日にその効力が発生しております。なお、かかる募集の結果、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン」にかかる内国信託受益権を取得した受益者が500名未満である場合には、当該有価証券届出書は取り下げられることがあります。

発行者名	：	株式会社りそな銀行
代表者名	：	代表取締役社長 岩永 省一
本店の所在の場所	：	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
届出の対象とした募集 有価証券の名称	：	実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン
届出の対象とした募集 有価証券の金額	：	1兆円を上限とします。ただし、運用に支障が出るのが想定される場合には、上記金額にかかわらず募集を停止させていただくことがあります。
有価証券届出書（訂正届 出書とみなされる書面 を含む。）の写しを縦覧 に供する場所	：	該当事項はありません。

お申込みの際には、本書を十分にお読みください。

商品の主なリスクについて

- ・「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン」（以下、「本商品」または「りそな日本国債オープン」といいます。）は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う**実績配当型の金銭信託**です。預金または投資信託とは異なります。
- ・本商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受託者となる単独運用指定金銭信託（以下、「指定単独運用信託」といいます。）を通じて**主に日本国債に運用**します。保有している有価証券の価格は、その発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変化などを要因として変動するため、この商品の**基準価額は変動**します。また、これらの運用により信託財産に生じた損益については、すべてお申込みされたお客さまに帰属します。
- ・従って、本商品は、信託元本および収益分配金が保証されている商品ではなく、基準価額の変動により、信託元本を割り込むおそれがあります。
- ・本商品の基準価額の変動要因としては主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」があります。各リスクについては、詳しくは7ページをご参照ください。

本商品に関してご負担いただく費用について

◇お客さまの信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬	信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、年率0.4%~0.9%の所定の信託報酬率を乗じて得た額とします。
その他の費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（※1）は、信託財産（※2）の中から支払います。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。 ※1 指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、監査費用等がありますが、これらに限られません。 ※2 指定単独運用信託またはその事務委託先の再信託の事務に要する費用については、それぞれの信託財産を指します。

※りそな日本国債オープンの信託報酬や費用については、詳しくは8ページをご参照ください。

その他の留意点

- ・本商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- ・本商品のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用される場合を含みます。）の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ご注意いただきたい事項

- ・本商品は、預金等や保険契約とは異なり預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・本商品は、合同運用型の金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制は適用されません。

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）

りそな日本国債オープン

目次

第1章	りそな日本国債オープンとは	4
1.	特色と仕組み	4
2.	主なリスク	7
3.	費用と税金	8
4.	実績	10
第2章	お手続きの内容	12
1.	購入時の手続き	12
2.	解約時の手続き	12
3.	収益金の分配について	13
第3章	りそな日本国債オープンの概要	14
1.	商品の概要	14
2.	信託約款（※）	25
(参考)	用語集	40
	受託業務の内部統制の保証に係る外部監査結果概要	42

募集事項等記載書面および有価証券報告書抜粋		43
証券情報		43
有価証券報告書		51
第1	信託財産の状況	51
第2	証券事務の概要	89
第3	受託者、委託者及び関係法人の情報	90
第4	参考情報	96

(※) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第26条（信託契約締結時の書面交付）に基づきお渡しする信託約款です。なお、損失の危険については本書7ページもご参照ください。

第1章 りそな日本国債オープンとは

1. 特色と仕組み

1. 1. 特色

本商品は、販売・資産運用・資産管理を当社グループが行う、実績配当型の金銭信託です。指定単独運用信託を通じて、主にわが国の国債で運用を行い、安定した収益の確保および着実な信託財産の成長を目指します。

◆ わが国の国債を主要投資対象とします。

point 指定単独運用信託を通じて、お客さまの資金をわが国の国債に運用します。

国債とは

国債とは国が発行する債券のことです。

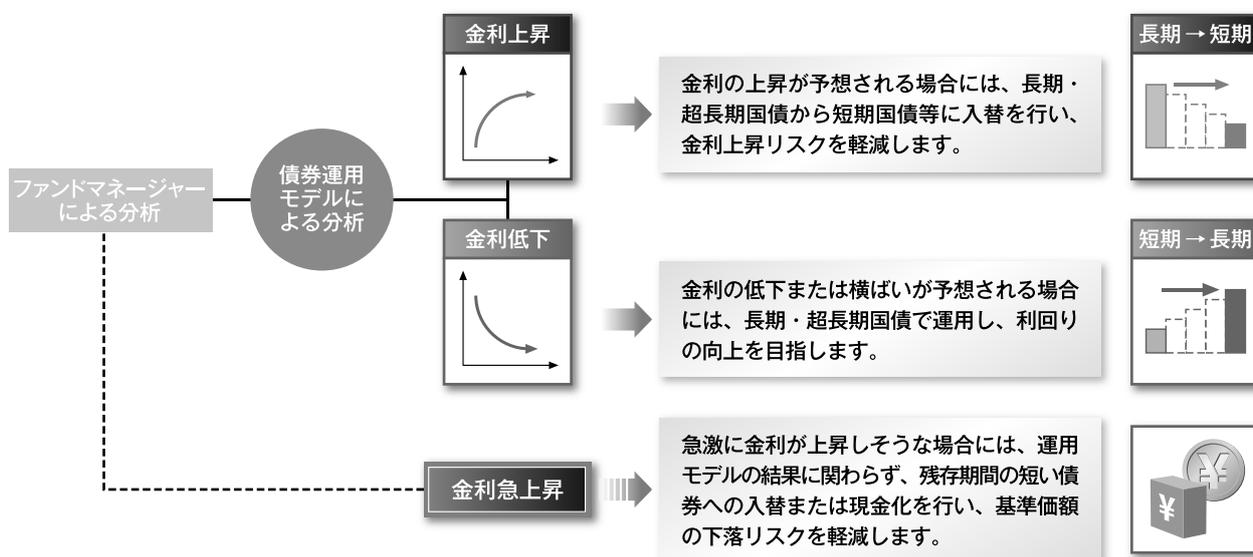
割引国債を除き、利子は半年に一回支払われ、償還日に額面金額で償還されます。

(ただし、債券の価格は運用期間中変動します)

※ りそな日本国債オープンの資産運用については、詳しくは 15 ページ「運用の基本方針および主な運用対象」をご参照ください。

◆ 当社が開発した独自の「債券運用モデル(※)」を活用、マーケット環境に応じ、最適な残存期間の債券で運用します。

※ 当社の長年にわたる年金運用で培った資産運用ノウハウを活用して開発した国内債券運用モデル。この国内債券運用モデルにおいては、膨大な市場データをもとに定量分析(イールド・カーブ分析)を行い、債券の運用に最適な残存期間を判定します。



◆ 年2回(6月、12月の各25日)の決算時に収益分配を行います。

- ・配当等収益および売買益を中心に、基準価額の水準や市況動向等を勘案し、各決算期における安定的な収益の分配を目指します。
- ・ただし、分配可能な収益の額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※ 指定単独運用信託の運用方針詳細については、15 ページをご参照ください。

指定単独運用信託 : 当社を受託者とする金銭信託。指定単独運用信託の運用権限は、りそなアセットマネジメント株式会社との間で締結した投資一任契約に基づき、りそなアセットマネジメント株式会社に委託。「りそな日本国債オープン」の資金を信託約款に基づき、主に日本国債で運用。信託財産の管理など、信託事務の一部を株式会社日本カストディ銀行に再信託。

◇株式会社日本カストディ銀行について

当社が出資する資産管理専門信託銀行です。信託財産の管理残高は、わが国最大規模です。

株式会社日本カストディ銀行の概要	
本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 (晴海トリトンスクエア タワーZ)
主な事業内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務および銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務
営業開始	2000年7月25日
信託財産残高	444兆5,468億円(2024年3月31日現在)
資本金 (2024年 10月1日現在)	510億円 出資者 出資比率 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 33.3% 株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0% 株式会社りそな銀行 16.7% 第一生命保険株式会社 8.0% 朝日生命保険相互会社 5.0% 明治安田生命保険相互会社 4.5% 株式会社かんぽ生命保険 3.5% 富国生命保険相互会社 2.0%
格付 (2024年 10月1日現在)	株式会社日本格付研究所
	長期優先債務 AA+ 短期優先債務 J-1+
	格付投資情報センター
	発行体格付 AA- 短期債務 a-1+
	ムーディーズ・ジャパン株式会社
	長期預金格付 A1 短期預金格付 P-1

◇りそなアセットマネジメント株式会社について

当社の親会社である株式会社りそなホールディングスの完全子会社であり、投資運用業などを営んでいます。

りそなアセットマネジメント株式会社	
本店所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号 (深川ギャザリアW2棟)
主な事業内容	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
設立年月日	2015年8月3日
運用資産残高	55兆7,268億円(2024年3月31日現在)
資本金 (2024年10月1日 現在)	10億円 出資者 出資比率 株式会社りそなホールディングス 100.00%

2. 主なリスク

本商品は有価証券等で運用するため、以下の要因により基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、信託元本を割り込むおそれがあります。

価格変動リスク (金利変動リスク)	<ul style="list-style-type: none">・ 一般に債券の価格は金利変動による影響を受け、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。・ その場合、本商品に組入れている債券の価格が下落し、基準価額が下落するおそれがあります。
信用リスク	<ul style="list-style-type: none">・ 債券の発行体に財務内容の健全性の低下もしくはその懸念が生じた場合、または格付機関により付与された信用格付が引き下げられた場合には、当該債券の価格は下落することがあります。・ その場合、本商品に組入れている債券の価格が下落し、基準価額が下落するおそれがあります。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none">・ 有価証券等を売却または取得する場合に、市場に十分な流動性がない場合においては、予定していた価格より不利な価格で売買することにより不測の損失を被るおそれがあります。・ その場合、本商品の基準価額が下落するおそれがあります。

<その他ご留意いただきたい事項>

- ・ 本商品は、支払停止、強制終了決定後のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約のお申込みは受け付けないことがあります。また、受付済の解約を取消すことがあります。
- ・ 本商品のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用される場合を含みます。）の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 本商品は、計算期間中に発生した運用収益（諸経費・信託報酬控除後の売買損益、評価損益および配当等収益の合計）を超えて分配を行う場合があります。したがって、本商品において分配される収益金の水準は必ずしも計算期間における本商品の収益率を示すものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり本商品の純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

<リスクの管理体制>

- ・ 信託約款に記載している運用の基本方針に基づいた運用を行うとともに、運用部門から独立した運用管理部署により、運用状況の定期的なモニタリング等のリスク管理を適切に行っています。
- ・ また、当社の運用部門は、りそなアセットマネジメント株式会社に対する運用状況の定期的なモニタリング等のリスク管理を適切に行います。当社の運用管理部署は、当社の運用部門のりそなアセットマネジメント株式会社に対する定期的なモニタリング等のリスク管理が適切に行われているか否かを確認します。

3. 費用と税金

3. 1. 費用について

3. 1. 1. 直接的にご負担いただく費用

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

3. 1. 2. 間接的にご負担いただく費用（いずれも信託財産から支払われます）

信託報酬	<ul style="list-style-type: none">信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して年率0.4%～0.9%の所定の信託報酬率を乗じて得た額とします。各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日における新発10年国債の利回りに応じて、下記の表で定められる率とします。新発10年国債の利回りは、日本相互証券株式会社が発表する数値（終値）を用いるものとします。当社は信託報酬について、計算期間毎に計算期日の翌営業日から起算して3営業日目の日に信託財産の中から収受します。
その他の費用	<ul style="list-style-type: none">信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（※1）は、信託財産（※2）の中から支払います。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。 <p>※1 指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、監査費用等がありますが、これらに限られません。</p> <p>※2 指定単独運用信託またはその事務委託先の再信託の事務に要する費用については、それぞれの信託財産を指します。</p>

◇信託報酬率

新発10年国債の利回り	信託報酬率（年率）
1%未満	0.4%
1%以上2%未満	0.5%
2%以上3%未満	0.6%
3%以上4%未満	0.7%
4%以上5%未満	0.8%
5%以上	0.9%

3. 2. 税金について

本商品は所得税法第2条第1項第11号に定める合同運用信託として、その利益は利子所得として課税され、投資信託に適用される税制の適用はありません。(課税上の取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。)なお、本商品について少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はありません。

解約金の課税上の取扱い	・ 解約時の基準価額の上昇による利益(解約差益)については、利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。
収益金の課税上の取扱い	・ 収益金については、利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。 ・ 少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。
償還金の課税上の取扱い	償還時の基準価額の上昇による利益(償還差益)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。

その他留意点

◇復興特別所得税について

2013年1月1日より2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。

利子所得に対する税率は、復興特別所得税を加算しますと、個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)、法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)となります。

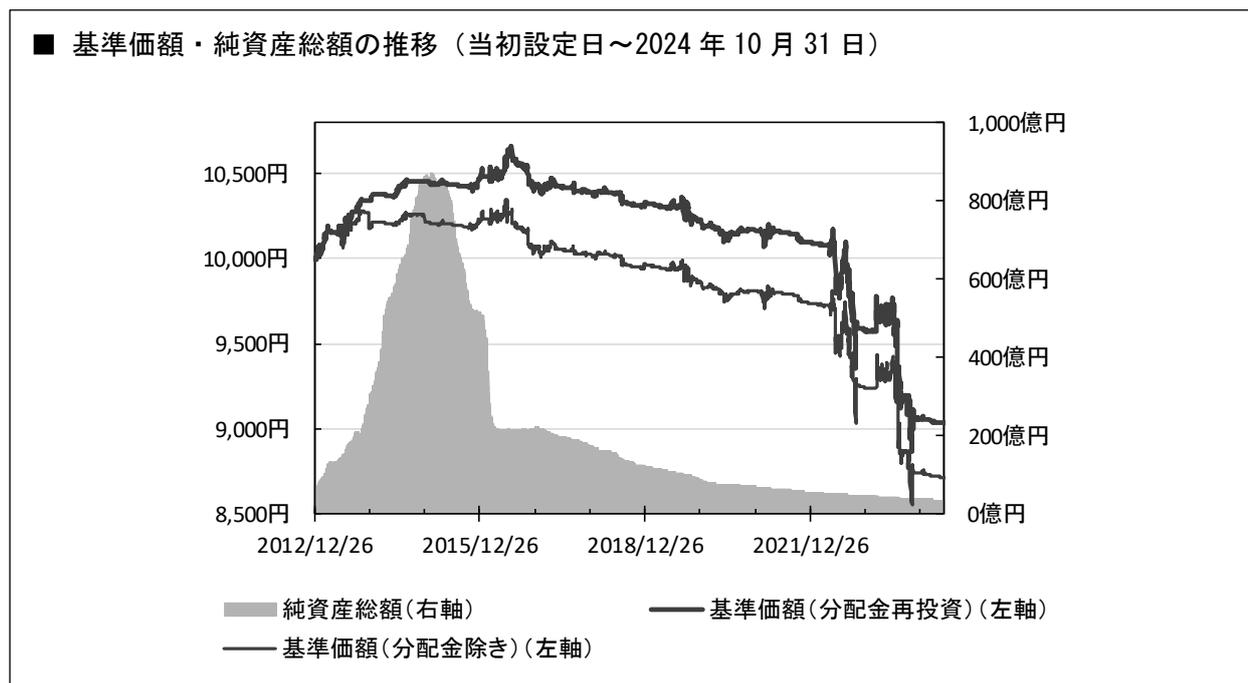
※2013年1月1日より2037年12月31日までの間に到来する計算期日に基づき計算される収益分配金、償還差益および解約差益が対象です。

◇税金のお取扱いについて

税金のお取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 実績

4. 1 信託財産の運用状況



(単位： 基準価額・純資産総額；円、期中騰落率；%)

決算期（決算日） 基準日	基準価額				純資産総額
	(分配後) (※1)	税引前分配 金(※2)	期中騰落率 (※3)	基準価額＋ 累計分配金	
第19期（2022年6月27日）	9,464	0	△ 2.7	9,831	4,785,558,649
第20期（2022年12月26日）	9,242	0	△ 2.3	9,609	4,460,230,024
第21期（2023年6月26日）	9,427	0	1.9	9,794	4,118,778,617
第22期（2023年12月25日）	8,740	0	△ 7.0	9,107	3,636,968,767
第23期（2024年6月25日）	8,713	0	△ 0.3	9,080	3,162,395,694

(※1) 基準価額の計算において信託報酬や費用は控除しています。本商品の信託報酬や費用の詳細は、8ページをご参照ください。

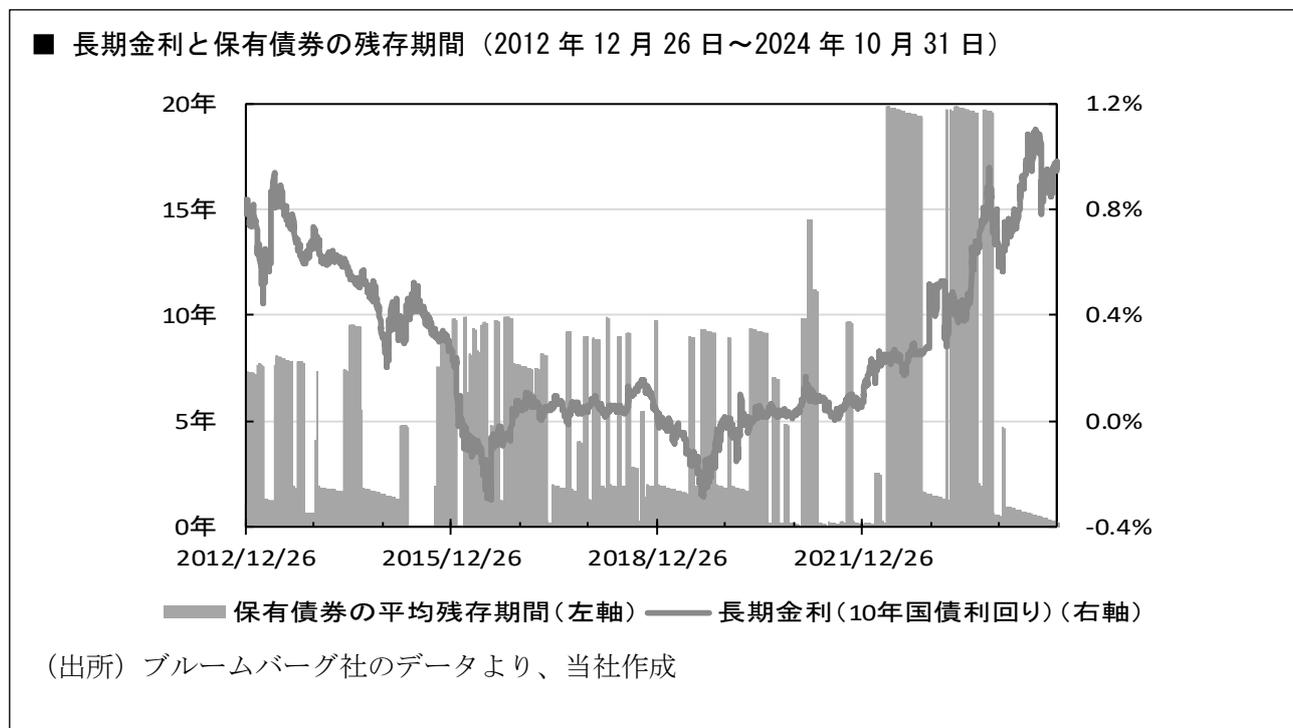
(※2) 税引前分配金は1万口あたりの金額です。なお、収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、分配可能な収益の額が少額な場合は、分配を行わない場合もあります。

(※3) 基準価額の期中騰落率は、税引前分配金込みの基準価額で算出しています。

(注意) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

4. 2 組入債券の状況

本商品は、指定単独運用信託を通じて運用を行うため、この4. 2は、指定単独運用信託における組入債券の状況を記載しています。



■ 組入比率（2024年10月31日）	
円建債券	92.3%
現金等	7.7%

■ 円建債券運用状況（2024年10月31日）	
銘柄数	1
時価総額	2,794百万円
最終利回り（時価）	0.05%
直接利回り（簿価）	0.00%
平均デュレーション	0.22年
平均残存年数	0.22年

■ 債券組入れ銘柄（2024年10月31日）					
No	銘柄	債券種別	償還日	格付 (※)	比率
1	第1207回 国庫短期証券	国債	2025年1月20日	AAA	100.0%

(※) 格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち最も高い格付を表示しています。

- ・最終利回り（時価）：債券を満期まで保有した場合の利回りです。債券の購入価格と償還価格の差額を考慮しています。
- ・直接利回り（簿価）：債券の表面利率です。債券の購入価格と償還価格の差額を考慮していません。
- ・平均デュレーション：債券の利息も考慮した投資回収期間です。
- ・平均残存年数：債券の平均残存年数です。

第2章 お手続きの内容

1. 購入時の手続き

申込期間	・ 継続申込期間：2024年3月23日から2024年12月25日まで。 (注) 募集停止が決定したため、申込期間は2024年12月25日までとなり、申込期間の更新は行われません。
購入単位	・ 100万円以上、10万円単位
購入価額	・ 購入申込受付日の基準価額とします。
信託設定日	・ 購入申込受付日の翌営業日
申込締切時間	・ 原則として、毎営業日の午後3時までに受付け、当社所定の手続きが完了した購入のお申込みを当日のお申込分とします。

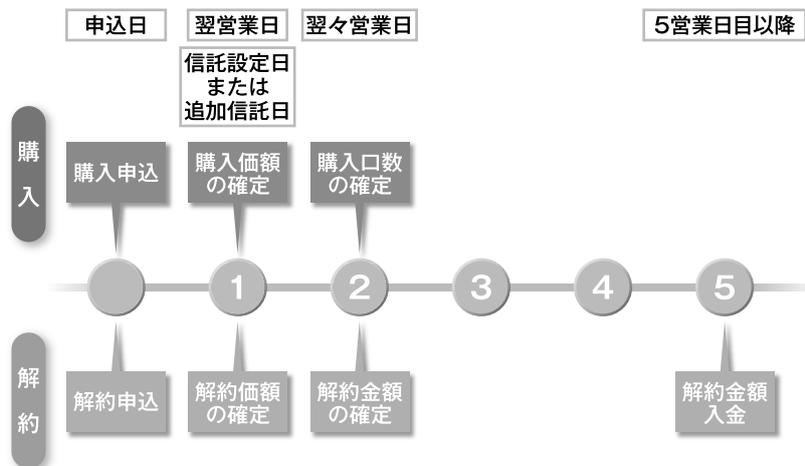
2. 解約時の手続き

解約単位	・ 1口以上1口単位
解約価額	・ 解約申込受付日の基準価額とします。
解約代金の支払	・ 原則として、解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目の日以降にお支払いします。
申込締切時間	・ 原則として、毎営業日の午後3時までに受付け、当社所定の手続きが完了した解約のお申込みを当日のお申込分とします。

◇ 制限等

募集の停止	市場環境等によっては、募集上限に達していない場合でも、募集を停止することがあります。 (注) 募集停止が決定したため、申込期間は2024年12月25日までとなり、申込期間の更新は行われません。
購入・解約申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で購入・解約のお申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・解約のお申込みの受付を取り消すことがあります。 (注) 2025年4月21日に支払停止を行い、2025年4月25日をもって信託を終了することが決定したため、解約のお申込みを受付けるのは2025年4月18日(金)午後3時までです。

スケジュール



3. 収益金の分配について

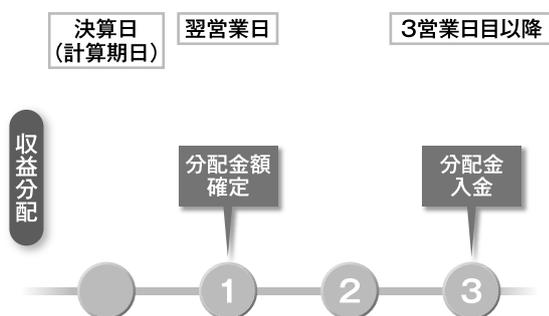
収益金の計算日 原則、毎年6月25日および12月25日（休業日のときは翌営業日）を計算期日とし、収益金の計算を行います。

収益金のお受取り方法

- ・ 当社は、収益金の分配にあたり、りそな日本国債オープン運用対象である指定単独運用信託を一部解約し、お客さまに交付する収益金の原資となる金銭を手当てします。
- ・ 収益金は、税金（※）を差し引いた後、あらかじめご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）におけるお客さま名義の預金口座（普通預金または当座預金）に入金する方法で、原則として計算期日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降に支払います。

※収益金にかかる課税上のお取扱いについては9ページの「3. 2. 税金について」をご参照ください。

スケジュール



収益金の計算方法

収益金

＝計算期日における受益権口数×収益金単価÷10,000
(小数点以下四捨五入)

受益権口数

計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。

収益金単価

受益権1万口あたりの収益金を指し、収益の分配方針に基づいて、計算の都度、当社が決定します。

<ご留意いただきたい事項>

- ・ 本商品は、実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、収益の分配が行われない場合があります。
- ・ 収益金は利子所得として源泉分離課税されます。課税上のお取扱いについては9ページの「3. 2. 税金について」をご参照ください。

第3章 リそな日本国債オープンの概要

1. 商品の概要

商品名	<ul style="list-style-type: none">「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）リそな日本国債オープン」（以下、本表において「本商品」といいます。）
募集上限額	<ul style="list-style-type: none">1兆円とします。※ ただし、市場環境等によっては、募集上限額未満であっても募集を停止することがあります。
お申込期間	<ul style="list-style-type: none">継続申込期間：2024年3月23日から2024年12月25日までです。 （注）募集停止が決定したため、申込期間は2024年12月25日までとなり、申込期間の更新は行われません。
お申込みの取扱い	<ul style="list-style-type: none">お申込期間において原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みの受付に際して、当社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。お申込みにあたっては原則として名義人ご本人さまによるお手続きが必要です。お申込み取扱場所は当社の本店および国内各支店（出張所を含みます）ならびに当社が指定する代理店（※）等とします。 詳細は、下記ホームページをご参照ください。 https://www.resonabank.co.jp/※ 有価証券届出書提出日現在当社が指定する代理店：株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号、登録金融機関関東財務局長（登金）第593号） 当信託の受託者である当社との委託契約に基づき、募集の取扱い、解約申込の受け付け等を行います。テレホンバンキング、郵便およびインターネットによるお申込みはできません。
申込証拠金	<ul style="list-style-type: none">お申込みに当たっては、お申込日当日に申込証拠金をお預りします。申込証拠金は、信託金相当額とします。ご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）におけるお客さま名義の預金口座から申込証拠金相当額を引落すものとします。当社または代理店は、お申込日において、当該預金口座に申込証拠金相当の残高があることを確認し、引落が行われるまでの間、当該申込証拠金相当分については、他の引落もしくは払戻請求があっても、応じないものとします。なお、お申込日からお申込日の翌営業日（当該申込みにかかる信託設定日または追加信託日）の前日までの期間は、本商品にかかる信託は設定されておりませんので（追加信託の場合は、追加信託の効力は発生しておりませんので）、信託の利益は発生せず、お客さまに帰属致しません。また、本商品

	<p>にかかる信託が設定されない場合または追加信託の効力が発生しない場合には、申込証拠金は利息を付さず、返還されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託金の払込期日は、申込日の翌営業日（当該申込みにかかる信託設定日または追加信託日）とし、同日に申込証拠金を信託金に充当するものとします。払込取扱場所は当社の本店および国内各支店（出張所を含みます）ならびに当社が指定する代理店（※）等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。 <p>https://www.resonabank.co.jp/</p> <p>※ 有価証券届出書提出日現在当社が指定する代理店：株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号、登録金融機関関東財務局長（登金）第593号）</p> <p>当信託の受託者である当社との委託契約に基づき、募集の取扱い、解約申込の受付等を行います。</p>
申込単位	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上10万円単位です。
信託設定日・追加信託	<ul style="list-style-type: none"> 申込日の翌営業日に申込証拠金を信託金に充当して、信託金の額を申込日の翌営業日に算出した申込日の基準価額で除して得られる値（端数処理後）の口数で本商品にかかる信託の設定または追加信託を行います。
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> 無期限とします。信託約款に定める信託終了事由によって終了するまでが信託期間となります。 <p>（注）2025年4月21日に支払停止を行った後、2025年4月25日をもって信託が終了する予定です。</p>
運用の基本方針および 主な運用対象	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。 お客さまからお預りした資金を信託約款に基づき合同して、主として当社が受託者である単独運用指定金銭信託（以下、本表において「指定単独運用信託」といいます。）の受益権に投資します（以下、本表において、本商品の信託約款に基づき合同で運用される財産を「合同運用財産」といいます）。指定単独運用信託の信託財産には、本商品の合同運用財産以外の財産は含まれません。指定単独運用信託の受託者である当社は、当社グループの関係会社であるりそなアセットマネジメント株式会社との間で締結した投資一任契約に基づき、指定単独運用信託の運用権限を、りそなアセットマネジメント株式会社に委託しております。指定単独運用信託の運用の基本方針は以下をご参照ください。 なお、お客さまからお預りした資金の一部を解約等の支払い準備のために、預金、銀行勘定貸、コール・ローンなどの短期金融資産で運用することがあります。 <p><指定単独運用信託の運用の基本方針></p> <p>（1）投資対象</p>

	<p>主として日本国債に投資することにより運用します。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 日本国債への投資にあたっては、当該時点の投資環境等に最も適していると判断される年限の国債に投資することにより、インカムゲインの確保ならびにキャピタルゲインの獲得を目指します。具体的には、当社が開発した「債券運用モデル」を活用して、マーケット環境に応じた最適な残存期間の債券で運用するものとし、金利の上昇が予測される場合には、長期国債および超長期国債から短期国債等に入替を行うことによって金利上昇リスクを軽減し、他方、金利の低下または金利が横ばいで推移することが予測される場合、長期国債および超長期国債で運用することによって利回りの向上を目指します。</p> <p>② 日本国債の組入比率は高位に維持することを基本とします。</p> <p>③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。例えば、急激に金利が上昇しそうな場合、当社が開発した「債券運用モデル」の結果に関わらず、満期までの残存期間が短い国債への入替または国債の換金を行い、資産の保全を図ります。また、受益者の請求による解約に対応するため、日本国債の売却を行うことがあります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① デリバティブは利用しません。</p> <p>② 同一銘柄への投資制限は設定しません。</p>
運用管理態勢	<p><信託財産運用部門></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託約款および運用の基本方針等に基づき、本商品の信託財産の運用を行います。 ・ 指定単独運用信託の運用権限の委託先であるりそなアセットマネジメント株式会社の運用体制や運用状況等について、投資一任契約、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、運用リスク管理および運用品質向上への取組等について、同社から定期的に報告を受け、必要に応じて改善・強化等の要請を行います。 ・ 信託財産の運用に関して問題点が生じた場合には、信託財産運用管理部署に速やかに報告し、問題点の分析・改善などの対応を行います。 <p><信託財産運用管理部署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産の運用管理にかかる規程・業務細則などの整備を行い、適正な信託財産運用業務の遂行を確保します。 ・ 信託財産運用部門の信託財産の運用状況について、運用の基本方針、ガイドライン、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、信託財産運用部門の運用委託先に対するモニタリングの状況について、その妥当性を確認します。 ・ 信託財産運用部門からの報告等により認識した問題点の原因分析を行

	<p>い、信託財産運用部門に対して改善に向けた管理・指導を行います。</p> <p><取締役会等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託業務が適正に遂行されるよう、信託業務の管理に関する基本方針を決定し、組織体制の整備を行います。 ・ 信託財産運用部門、信託財産運用管理部署からの報告を受けて、信託の受託者責任の履行に関する重要事項、信託業務の管理に関する重要事項の協議を行います。
<p>収益の分配方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は、原則、毎年6月25日および12月25日（銀行休業日のときは翌営業日）を計算期日とし、収益金の計算を行います。収益金の分配は、以下の分配方針に基づき行います。 <p><収益の分配方針></p> <p>収益金の分配は、基準価額水準や市況動向等を勘案し、合同運用財産の運用から得られる配当等収益および売買益（諸経費・信託報酬控除後）を中心に（※）、当社が分配の水準を決定し、行います。ただし、本商品は実績配当型の商品であり、利子等の収入が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>※ 配当等収益については、諸経費および信託報酬の合計額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができます。また、その全部または一部を繰越損失に充当することができます。</p> <p>※ 売買益に評価損益を加減した額については、諸経費および信託報酬の合計額を控除し、繰越損失のあるときは、その全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>なお、上記における諸経費および信託報酬の控除は、配当等収益および売買益に評価損益を加減した額にそれぞれ按分して行います。ただし、売買益に評価損益を加減した額が負の値の場合（売買損益と評価損益をあわせて損失が生じている場合）は、諸経費および信託報酬を配当等収益から控除します。</p> <p>※ 前期から繰り越された分配準備積立金は、その全部または一部を分配に使用することまたは繰越損失の補てんに充てることができるものとします。</p> <p>※ 収益調整金もその全部または一部を分配に使用することができるものとします。</p>

<p>収益金の計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益金の計算は以下のとおり行います。 <p>収益金＝計算期日における受益権口数(※1)×収益金単価(※2)÷10,000(小数点以下四捨五入)</p> <p>(※1) 計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。</p> <p>(※2) 受益権1万口あたりの収益金を指し、収益の分配方針に基づいて、計算の都度、当社が決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は実績配当型の商品であり、運用状況等により収益の分配を行わないことがあります。
<p>収益金のお受取方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、収益金の分配にあたり、本商品の運用対象である指定単独運用信託を一部解約し、お客さまに交付する収益金の原資となる金銭を手当てします。 ・ 収益金は、税金を差し引いた後、あらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)におけるお客さま名義の預金口座(普通預金または当座預金)に入金する方法で、原則として計算期日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降に支払います。(収益金にかかる課税上のお取扱いについては本表の後記「税金」の項目をご参照ください。)
<p>本商品の償還</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託約款に定められた信託終了事由に該当した場合、あらかじめ信託約款に定められた方法で償還します。
<p>償還金の計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還金は、償還日における受益者が保有する受益権の口数に、償還日の翌営業日に計算される償還日の基準価額を乗じて得られる額とします。(償還金にかかる課税上のお取扱いについては本表の後記「税金」の項目をご参照ください。)
<p>償還金のお受取方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本商品の運用対象である指定単独運用信託の償還金をお客さまに交付する償還金の原資とします。 ・ 償還金は、税金を差し引いた後、あらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)におけるお客さま名義の預金口座(普通預金または当座預金)に入金する方法で原則として償還日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降に支払います。
<p>解約の受付</p>	<p>当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)は、毎営業日、受益者からその保有する当信託の受益権の全部または口数指定による一部解約のお申込みを受け付けます。ただし、支払停止事由があるとき、強制終了決定後の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約のお申込みは受け付けないことがあります。また、受付済の解約を取消することがあります。なお、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)が受け付けた解約のお申込みは、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)の同意なしに撤回することはできません。</p> <p>(注) 2025年4月21日に支払停止を行い、2025年4月25日をもって信託を終了</p>

	<p>することが決定したため、解約のお申込みを受け付けるのは2025年4月18日（金）午後3時までです。</p>															
支払停止・強制終了	<ul style="list-style-type: none"> 下記の事由（以下、「支払停止事由」といいます。）が生じた場合、お客さまから請求があっても解約に応じないこと（以下、「支払停止」といいます。）があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、当社が強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ①指定単独運用信託について支払停止がなされている場合または指定単独運用信託につき強制終了が決定したとき ②合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、お客さまの信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当社が認めたとき ③本商品の信託約款に基づき合同運用される信託（以下、「合同運用対象信託」といいます。）の受益権の総口数が10億口を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当社が認めたとき 当社は、上記の支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、合同運用対象信託のすべての信託契約を解約します（「強制終了」）。 <p>（注）当社は、上記①の支払停止事由が発生したと判断し、2025年4月21日に支払停止を行うことを決定しました。また、当社は、強制終了の必要があると判断し、2025年4月25日をもって信託を終了させる旨を決定しました。</p> <p><強制終了までの予定スケジュール></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予定日付</th> <th>事項</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025年4月21日 （月）</td> <td>支払停止日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・解約のお申込みの受付を停止いたします。 ・当該日以降、一括償還期日（2025年5月1日（木）予定）まで解約のお申込みは一切できません。 </td> </tr> <tr> <td>2025年4月21日 （月） ～2025年4月25日 （金）</td> <td>（支払停止期間）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指定単独運用信託に属する資産（日本国債）の売却、換金等が行われます。 </td> </tr> <tr> <td>2025年4月25日 （金）</td> <td>臨時計算日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまにお支払いする償還金の金額を確定します。 </td> </tr> <tr> <td>2025年5月1日 （木）</td> <td>一括償還期日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。 </td> </tr> </tbody> </table>	予定日付	事項	説明	2025年4月21日 （月）	支払停止日	<ul style="list-style-type: none"> ・解約のお申込みの受付を停止いたします。 ・当該日以降、一括償還期日（2025年5月1日（木）予定）まで解約のお申込みは一切できません。 	2025年4月21日 （月） ～2025年4月25日 （金）	（支払停止期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定単独運用信託に属する資産（日本国債）の売却、換金等が行われます。 	2025年4月25日 （金）	臨時計算日	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまにお支払いする償還金の金額を確定します。 	2025年5月1日 （木）	一括償還期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。
予定日付	事項	説明														
2025年4月21日 （月）	支払停止日	<ul style="list-style-type: none"> ・解約のお申込みの受付を停止いたします。 ・当該日以降、一括償還期日（2025年5月1日（木）予定）まで解約のお申込みは一切できません。 														
2025年4月21日 （月） ～2025年4月25日 （金）	（支払停止期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定単独運用信託に属する資産（日本国債）の売却、換金等が行われます。 														
2025年4月25日 （金）	臨時計算日	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまにお支払いする償還金の金額を確定します。 														
2025年5月1日 （木）	一括償還期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。 														
解約単位	<ul style="list-style-type: none"> 1口以上1口単位。 															
解約金の計算	<ul style="list-style-type: none"> 解約金は、原則として、受益権の口数に、解約実行日の翌日に算出される解約実行日の基準価額を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします。 解約にあたって信託財産留保額および解約手数料はかかりません。 															

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解約金にかかる課税上のお取扱いについては、本表の後記「税金」の項目をご参照ください。
解約金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、解約のお申込みをお受けした場合には、本商品の運用対象である指定単独運用信託を一部解約し、お客さまに交付する解約金の原資となる金銭を手当てします。 ・ 解約金は、原則として解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目の日以降に、ご指定いただいたお客さま名義の当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）の普通預金口座または当座預金口座に入金する方法でお支払いします。
重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託です。預金または投資信託とは異なります。 ・ 本商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受託者となる指定単独運用信託を通じて主に日本国債で運用します。保有している有価証券の価格は、その発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動などを要因として変動するため、この商品の基準価額は変動します。また、これらの運用により信託財産に生じた損益については、すべてお申込されたお客さまに帰属します。 ・ 本商品は、信託元本および収益分配金が保証されている商品ではなく、基準価額の変動により、信託元本を割り込むおそれがあります。 ・ 市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。 ・ 本商品のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用される場合を含みます。）の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。 ・ 本商品は、預金等や保険契約とは異なり預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、投資者保護基金の対象でもありません。 ・ 当社は、本商品にかかる内国信託受益権の募集について金融商品取引法第5条の規定に従い、2024年3月22日に有価証券届出書を関東財務局に提出し、2024年3月23日にその効力が発生しております。ただし、かかる募集の結果、本商品にかかる内国信託受益権を保有する受益者が500名未満である場合には、当該有価証券届出書は取り下げられることがあります。
本商品のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は、お預りした信託財産を、当社が受託者である指定単独運用信託の受益権に投資します。指定単独運用信託の投資対象は、主に日本国債であり、保有している有価証券の価格は、その発行体の信用状況の変化や、金利等の指標などを要因として変動するため、投資した元本の欠損が生じるおそれがあり、その結果、本商品の基準価額が下落し、お客さまからお預りした信託元本を割り込むことがあります。 <p>本商品の基準価額の変動要因としては主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」があります。各リスクについては、詳しくは7ページをご参照ください。</p>

税金	収益金の課税上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は合同運用信託として、収益金に対して、利子所得として個人の受益者の場合は 20.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は 15.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%) の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。 ・ 本商品は合同運用信託であり、投資信託に適用される税制の適用はありません。少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用もありません。また、少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。 ・ 上記の課税上の取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
	償還金の課税上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還時の基準価額の上昇による利益(償還時の1万口当たりの基準価額から受益者毎に計算される平均設定単価を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に受益権の口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は 20.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は 15.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%) の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。 ・ 本商品は合同運用信託であり、投資信託に適用される税制の適用はありません。少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用もありません。 ・ 上記の課税上の取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
	解約金の課税上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の1万口当たりの基準価額から受益者毎に計算される平均設定単価を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に解約口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は 20.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は 15.315% (国税 15%+復興特別所得税 0.315%) の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。 ・ 本商品は合同運用信託であり、投資信託に適用される税制の適用はありません。少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用もありません。 ・ 上記の課税上の取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
	復興特別所得税について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。 ・ 個人の受益者の場合は20.315% (国税15%+復興特別所得税0.315%、住民税5%) の税金が源泉分離課税されます。 ・ 法人の受益者の場合は15.315% (国税15%+復興特別所得税0.315%) の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。 ・ 2013年1月1日より2037年12月31日までの間に到来する計算期日に基づき計算される収益分配金、償還差益および解約差益に対し、源泉徴収されます。 ・ 上記の課税上の取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

<p>直接的にご負担 いただく費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ありません。 														
<p>間 接 的 に ご 負 担 いただく費用(いずれも 信託財産から支払わ れます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の費用は、いずれも信託財産の中から支払われる費用として、お客さまに間接的にご負担いただきます。 <p><信託報酬></p> <ul style="list-style-type: none"> 信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して年率 0.4%~0.9%の所定の信託報酬率を乗じて得た額とします。 各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日における新発 10 年国債の利回りに応じて、下記の表で定められる率とします。新発 10 年国債の利回りは、日本相互証券株式会社が発表する数値（終値）を用いるものとします。 当社は信託報酬について、計算期間毎に計算期日の翌営業日から起算して 3 営業日目の日に信託財産の中から収受します。 <p>◇信託報酬率</p> <table border="1" data-bbox="518 1048 1279 1384"> <thead> <tr> <th>新発 10 年国債の利回り</th> <th>信託報酬率（年率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 %未満</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>1 %以上 2 %未満</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>2 %以上 3 %未満</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>3 %以上 4 %未満</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>4 %以上 5 %未満</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>5 %以上</td> <td>0.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p><その他の費用></p> <p>信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（※1）は、信託財産（※2）の中から支払います。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。</p> <p>※1 指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、監査費用等がありますが、これらに限られません。</p> <p>※2 指定単独運用信託またはその事務委託先の再信託の事務に要する費用については、それぞれの信託財産を指します。</p>	新発 10 年国債の利回り	信託報酬率（年率）	1 %未満	0.4%	1 %以上 2 %未満	0.5%	2 %以上 3 %未満	0.6%	3 %以上 4 %未満	0.7%	4 %以上 5 %未満	0.8%	5 %以上	0.9%
新発 10 年国債の利回り	信託報酬率（年率）														
1 %未満	0.4%														
1 %以上 2 %未満	0.5%														
2 %以上 3 %未満	0.6%														
3 %以上 4 %未満	0.7%														
4 %以上 5 %未満	0.8%														
5 %以上	0.9%														
<p>信託の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> お客さまは、受益者であるご自身のために利殖することを目的として信託を設定し、当社は受託者として信託を引き受けます。 														

<p>信託業務の委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は信託業務の全部または一部について、一定の基準および手続に従い選定される者（当社の利害関係人を含む）に委託することがあります。 ・ なお、本商品が主な運用対象とする指定単独運用信託について、信託財産の管理など信託事務の一部を再信託契約を締結することにより株式会社日本カストディ銀行に委託します。株式会社日本カストディ銀行は、かかる事務委任に際して再信託された信託財産について、指定単独運用信託の受託者である当社から運用権限の委託を受けたりそなアセットマネジメント株式会社の指図に従って信託財産の処分の執行等の運用を行い、かつ、その名義で保有・管理します。 ・ 指定単独運用信託の受託者である当社は、当社グループの関係会社でありりそなアセットマネジメント株式会社との間で締結した投資一任契約に基づき、指定単独運用信託の運用権限を、りそなアセットマネジメント株式会社に委託しております。
<p>当社の銀行勘定や利害関係人等との取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本商品の信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の預金に運用することがあります。この場合、当社店頭に表示（掲示、備置き等による方法を含む）する利率で付利します。 ・ 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、預金、銀行勘定貸、コール・ローンなどの短期金融資産の運用取引（有価証券等の売買取引等を含む）、借入および為替取引その他効率的な合同運用財産の運用に必要な取引（取引の委託を含む）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む）、当社の利害関係人（株式の所有関係、役員のパ遣などの人的関係において密接な関係を有する者として法令で定める者をいいます。以下同じ。）、本商品の信託業務の委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
<p>お客さまへの報告事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本商品に関して、以下のご報告を書面にてお客さまに手交し、または郵送等によりお渡しします。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 信託設定の内容（信託金の額、追加信託金の額および受益権の口数を含む）に関する報告 ▶ 解約に関する報告 ▶ 収益金の分配額および支払方法に関する報告 ▶ 信託財産の状況に関する報告 ▶ 信託財産と当社の銀行勘定、信託業務の委託先、利害関係人または他の信託財産との取引の状況に関する報告
<p>信託の終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は、以下の事由が生じた場合には終了します。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ お客さまからのお申し出による全部解約 ▶ 一定の事由が生じた場合における当社による強制終了または解約 ▶ 信託約款の変更に伴う一定の場合におけるお客様からの買取請求による解約

	(注) 当社による強制終了により、2025年4月25日をもって本商品は終了する予定です。
信託の登記・登録の留保等	<ul style="list-style-type: none"> 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。なお、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
受益権の譲渡・質入	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。 当社がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が本商品の信託約款に同意することを条件とします。
受益者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の受益者は委託者としてします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。
信託約款変更の公告	<ul style="list-style-type: none"> 当社が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告を電子公告で行うものとします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
通帳および証書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は通帳および証書の発行はいたしません。
預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険の対象外の商品です。
元本補填契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> 元本補填契約はありません。
利益補足契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> 利益の補足は行いません。
受託者の商号および本店所在地	株式会社りそな銀行 大阪府中央区備後町2丁目2番1号
当該金融機関が対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項はありません。
当社が契約している指定紛争解決機関の有無	名称：一般社団法人 信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

この信託約款は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第26条（信託契約締結時の書面交付）に基づきお渡しするものです。

2. 信託約款

2. 1. 実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン信託約款

第1条（信託目的・受益者・信託契約日・追加信託・証券類の受入れ）

- (1) 委託者は、受益者のために利殖する目的で金銭（以下、この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」という）を信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 前項の信託金の額は、委託者に対して書面により通知します。
- (3) この信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。
- (4) 委託者は、この信託に信託金を追加することができます。ただし、当社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは追加信託に応じないこと、または受付済の追加信託の申込みを取消すことがあります。
- (5) この信託における信託契約日、信託設定日および追加信託日は、次の各号に定める日とします。
 - ①当社が平成24年12月26日以前に委託者から信託金を受入れた場合は、平成24年12月26日を信託契約日および信託設定日とします。
 - ②当社が平成24年12月26日経過後に信託金を受入れた場合は、当該信託金を受入れた日の翌営業日を信託契約日および信託設定日または追加信託日とします。
- (6) この信託には、小切手その他の証券類を受入れることはできません。

第2条（信託期間）

信託契約の期間は、信託契約日に始まり、第16条に定める信託の終了事由が発生した日までとします。

第3条（基準価額・口数の計算方法）

- (1) 本信託の受益権の基準価額は、毎営業日を計算基準日として翌営業日に算出します。受益権の基準価額は、第8条にいう合同運用財産の計算基準日における純資産総額（当社が合同運用財産の時価として計算した資産総額から負債総額（第12条および第15条に規定する諸経費および信託報酬を含む）を控除した額）を計算基準日における第14条に定義される合同運用対象信託の受益権の総口数で除することにより、算出するものとします。なお、受益権の基準価額は、1万口単位に換算した額で表示するものとします。
- (2) 前項の合同運用財産の時価の計算は、第5条に定める指定単独運用信託の受益権については当社が知り得る直近の当該受益権の純資産総額に基づくものとし、その他のものについては、受託者が合理的と認める価格を用いるものとします。
- (3) 第1条第1項および第4項に定める信託の引受けにより、受益者は、以下の各号に定める方法により計算される口数に相当する受益権を取得するものとします。
 - ①第1条第5項第1号に該当する場合は、信託金1円を1口として計算される口数
 - ②第1条第5項第2号に該当する場合は、信託金の額を、当該信託金を受入れた日の翌営業日に算出した当該受入れた日の基準価額で除して得られる値（端数処理後）の口数

第4条（収益金の受取方法）

当社は、第14条に定める収益金を委託者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により交付します。

第5条（運用）

- (1) 当社は、安定した収益を確保することと信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、信託財産（信託元本として引受けた金銭およびその運用により取得した財産をいう。以下同じ）を、主として当社を受託者として設定される単独運用指定金銭信託（以下「指定単独運用信託」という）の信託受益権に、この信託約款に基づき信託される他の信託金と合同して運用します。なお、当社

は、外貨建資産への投資は行いません。

当社は、支払い準備の必要がある場合、第8条にいう合同運用財産に生じた余裕金等を運用する場合、その他当社が必要と認めた場合には、前項にかかわらず合同運用財産を以下の各号に掲げるものに運用します。なお、当社は、外貨建資産への投資は行いません。

- ① 預金（譲渡性預金を含む）
 - ② コール・ローン
 - ③ 手形割引市場において売買される手形および銀行引受手形
 - ④ 信託受益権および信託受益証券（当社および委託先が受託者となる場合を含む）
 - ⑤ 外国の者に対する権利で第1号ないし第4号の権利の性質を有するもの
 - ⑥ 第1号ないし第5号に掲げる資産に類似する性質を有するものとして当社が適当と認めた資産
- (2) 当社は、合同運用財産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は、合同運用財産に属し、合同運用財産と同一の方法により運用します。

第6条（当社等との取引）

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、信託財産を当社の預金に運用することがあります。この場合、当社店頭に表示（掲示、備置き等による方法を含む）する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引（取引の委託を含む）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む）、当社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含む。以下同じ）、第10条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
 - ① 前条第1項および前条第2項各号に掲げる財産の運用取引（有価証券等の売買取引等を含む）
 - ② 前条第3項に掲げる取引
 - ③ 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引

第7条（競合行為）

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」という）について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (2) 当社は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第8条（合同運用）

- (1) 当社は、信託金をこの信託約款に基づき信託される他の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」という）について生じた損益は、第14条に定める方法により、計算期日に受益者が保有する受益権の口数（受益者が計算期日において保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に第18条に従い受益者が解約の請求をした口数は含まない）に応じて、各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第9条（信託の登記・登録の留保等）

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ことがあります。

- (4) 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 10 条（信託業務の委託）

- (1) 当社は、以下の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当社の利害関係人を含む）に委託することがあります。
- ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務
金融機関、金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産の有価証券の運用にかかる業務
金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
- ① 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと
 - ② 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - ③ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ④ 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (4) 前 3 項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者（当社の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
- ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当社（当社から指図の権限の委託を受けた者を含む）のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- (5) 第 1 項および前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときに行うものとします。

第 11 条（元本補填・利益補足）

当社は、運用対象資産の市場価格（金利等）の変動、運用先の信用状況悪化等により損失が生じた場合においても、元本の補てんおよび利益の補足は行いません。

第 12 条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。なお、指定単独運用信託または当該信託の事務委託先としての再信託に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、指定単独運用信託または再信託の信託財産からそれぞれ支払います。

第 13 条（収益金の計算日）

この信託は、毎年 6 月 25 日および 12 月 25 日（同日が休業日の場合は翌営業日とし、以下「計算期日」という）およびこの信託が終了した日において、受益者の収益金の額の計算を行います（前期計算期日の翌日から当計算期日までの期間を、以下「計算期間」という（ただし、初回の計算期間は信託契約日を始期とする））。

第 14 条（収益金の分配等）

- (1) 合同運用財産について生じた毎計算期末における収益は、次の方法により処理するものとします。
- ① 第 8 条に従ってこの信託約款に基づき合同運用される信託（この信託を含み、本条、第 19 条ないし第 21 条において、これらの信託をあわせて「合同運用対象信託」という）に属する配当等収益（利子、配当およびこれらに類する収益（未収収益を含む）をいう。以下同じ）および当該計算期間に指定単独運用信託が受領した配当等収益については、合同運用対象信託に関する第 12 条および第 15 条に規定する諸経費および信託報酬の合計額（指定単独運用信託または当該

信託の事務委託先の再信託の信託財産からそれぞれ支払われる諸経費を含む)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、かかる残額については、次期以降の分配にあてるためその全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができるものとし、また、その全部または一部を前期から繰り越された損失(以下「繰越損失」という)に充当することができるものとし、

- ② 合同運用財産に属する売買益(売買、償還における損益およびこれらに類する損益)に評価損益を加減した額(以下「売買益等」または「売買損等」という)については、合同運用対象信託に関する第12条および第15条に規定する諸経費および信託報酬の合計額(指定単独運用信託または当該信託の事務委託先の再信託の信託財産からそれぞれ支払われる諸経費を含む)を控除し、繰越損失のあるときは、その全額を補てんした後、その残額の全部または一部を受益者に分配することができるものとし、また、次期以降の分配にあてるため、かかる残額の全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができるものとし、
 - ③ 前2号に定める諸経費および信託報酬の控除は、配当等収益および売買益等にそれぞれ按分して行います。ただし、売買益等が負の値の場合(売買損等が生じている場合)は、諸経費および信託報酬をまず配当等収益から控除し、かかる諸経費および信託報酬の額が配当等収益を上回る場合、当該差額と売買損等の合計を当該計算期間における損失とします。
 - ④ 前期から繰り越された分配準備積立金は、その全部または一部を分配に使用することまたは繰越損失の補てんに充てることができるものとし、
- (2) 合同運用財産に属する収益調整金(当社が平成24年12月26日経過後に信託金を受入れた場合において、当該信託金を受入れた日の翌営業日に算出した当該受入れた日の基準価額と1円の差額に第3条第3項第2号で定める口数を乗じた額)は、収益調整金が正の値の場合、その全部または一部を分配に使用できるものとし、収益調整金は、収益分配および合同運用対象信託の解約(一部解約を含む)に際して調整(再計算)されます。なお、この信託における収益調整金は、投資信託の収益調整金と異なり、所得税法第9条第1項第11号および所得税法施行令第27条の規定は適用されません。
 - (3) 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は次期に繰り越します。

第15条(信託報酬)

- (1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、次項で定める信託報酬率を乗じて得た額とします。
- (2) 前項の信託報酬率は、計算期間毎に定めるものとし、各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。

(新発10年固定利率国債の利回り)(信託報酬率)

1%未満の場合	年10,000分の40
1%以上2%未満の場合	年10,000分の50
2%以上3%未満の場合	年10,000分の60
3%以上4%未満の場合	年10,000分の70
4%以上5%未満の場合	年10,000分の80
5%以上	年10,000分の90

- (3) 当社は、前2項に基づき計算した信託報酬について、計算期間毎に、第13条に定める計算期日の翌営業日から起算して3営業日目の日に、信託財産の中から收受します。
- (4) 当信託が主にその信託財産を投資する対象である指定単独運用信託にかかる信託報酬はございません。また、指定単独運用信託の信託事務委託先の再信託にかかる信託報酬は当社が負担し、信託財産は負担しません。

第16条(信託の終了事由)

- (1) この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。
 - ① 第17条に定める解約
 - ② 第18条に定める受益者からのお申し出による解約
 - ③ 第21条に定める当社による強制終了
 - ④ 第26条に定める買取請求

- (2) この信託が終了したときは、当社は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるものとします。この場合は、最終計算期日前に既に受益者あて報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、当社が受益者に対し承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第16条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第17条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。
- ①委託者が口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが、判明した場合
- ②委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- カ. その他前記アないしオに準ずる者
- ③委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- オ. その他前記アないしエに準ずる行為
- ④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 第27条に基づく受益権の譲渡または質入に際しては、第1項第2号のいずれかに該当する者、または第1項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者または質権者となるような方法で、受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

第18条（信託契約の解約）

- (1) 受益者は、毎営業日を解約実行日として当社に対してその保有する本信託の受益権の全部解約または口数単位による一部解約を請求することができます。
- (2) 前項の解約について、当社は第20条に定める支払停止および第21条に定める強制終了の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは解約に応じないこと、または受付済の解約を取消すことがあります。なお、当社が受け付けた解約の申し込みについて、受益者は当社の同意なしに撤回することはできません。
- (3) 第1項の解約金額は、解約する受益権の口数に、解約実行日の翌営業日に計算する解約実行日の基準価額を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします。ただし、合同運用財産にかかる全ての信託契約が解約された場合は、第21条が準用されるものとします。

第 19 条（信託財産の交付）

- (1) 第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由により信託が終了したときは、受益者が保有する受益権の口数に、解約実行日の翌営業日に計算する解約実行日の基準価額を乗じて得られる額を、所定の税金を差し引いて、合同運用財産に属する金銭をもって受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により原則として解約実行日の翌営業日から起算して 5 営業日目の日以降に交付するものとします。なお、本項に基づく信託終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前条に定める解約の請求があった場合、前条第 3 項に定める方法により計算される解約金額は、合同運用財産に属する金銭をもって受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により原則として解約実行日の翌営業日から起算して 5 営業日目の日以降に交付するものとします。
- (3) 第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により信託が終了したときは、第 21 条に従い受益者に対する信託財産の交付を行います。
- (4) 第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる事由により信託が終了したときは、買取請求のお申し出日を解約実行日として前条第 3 項に定める方法に準じて計算される解約金額を、所定の税金を差し引いて、合同運用財産に属する金銭をもって受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により原則として買取請求のお申し出日の翌営業日から起算して 5 営業日目の日以降に交付するものとします。
- (5) 第 14 条に定める受益者への収益金の分配は、合同運用財産に属する金銭をもって、計算期日時点に受益者が保有する受益権の口数（受益者が計算期日において保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に第 18 条に従い受益者が解約の請求をした口数は含まない）に応じて行います。当社は、税金を控除した後、計算期日の翌営業日から起算して 3 営業日目の日以降に合同運用財産に属する金銭をもって受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により支払うものとします。

第 20 条（支払停止）

- (1) 次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」という）が生じた場合、受益者から請求があっても第 18 条の解約に応じないこと（以下「支払停止」という）があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、当社が次条に定める強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。
 - ① 指定単独運用信託について当該信託の定める支払停止がなされている場合または、指定単独運用信託につき当該信託の強制終了が決定したとき
 - ② 合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、第 18 条に定める信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当社が認めたとき
 - ③ 合同運用対象信託の受益権の総口数が 10 億口を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当社が認めたとき
- (2) 当社は前項に定める支払停止決定をしている期間中、受益者からの解約の請求に応じることなく、支払を停止します。ただし、支払停止決定時点で既に受付済の解約（第 18 条第 2 項により受付済の解約が取消されたものを除く）については、この限りではありません。

第 21 条（強制終了）

当社は前条に定める支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い合同運用対象信託にかかるすべての信託契約を解約します（以下「強制終了」という）。

- ① 当社は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたる合同運用対象信託のすべての受益者に書面をもって通知し、店頭に表示します。
- ② 当社は、強制終了を決定したときは、指定単独運用信託の解約の他、合同運用財産に属する資産について換金処分するものとします。
- ③ 当社は、強制終了を決定したときから 6 ヶ月以内の一の日を臨時計算日として定めて、前回計算期日の翌日から臨時計算日までの期間（以下「臨時計算期間」という）の信託の計算を行い、臨時計算日以降の一の日を一括償還期日として定めて、合同運用対象信託のすべての受益者に対し、受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により、合同運用財産に属する金銭をもって、受益者が保有する受益権の口数（受益者が臨時計算日において保有する受益権の口数とし、当該臨時計算日の前営業日以前に第 18 条に従い受益者が解約の請求をした口数は含まない。本号において以下同じ）に臨時計算日の翌営業日に計算する臨時計算日の基準価額を乗じて得られる額を、所定の税金を差し引いて、交付するものとします。ただし、

上記の臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を上記臨時計算日における計算結果に基づき各受益者に受益権の口数に応じて按分して上記一括償還期日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間毎に臨時計算日および一括償還期日を設けて、前号に従った換金処分を行い、各一括償還期日における合同運用財産に属する金銭を各受益者にその直前の臨時計算日における受益権の口数に応じて按分して交付します。

- ④前各号の定めに従い、当社が合同運用財産に属するすべての資産を換金処分した直後の臨時計算日に、信託は終了します。

第22条（受益者への報告事項等）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、受益者への手交または郵送等によりそれぞれ受益者に交付するものとします。
- ①信託設定の内容（第1条第1項の信託金の額、同条第4項の追加信託金の額および第3条第3項第1号または同項第2号の定めに従い計算される受益権の口数を含む）を記載した書面
 - ②解約の内容を記載した書面
 - ③第14条により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
 - ④金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書（信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします）
 - ⑤金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第10条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面
- (2) 当社は、前項第4号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当社は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第5号の書面を交付するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとします。
- (4) 受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第23条（善管注意義務）

- (1) 当社は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠り、信託財産に損失が生じた場合には、信託財産に対し金銭によるてん補を行うものとします。
- (3) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠り、信託財産に変更が生じ、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える方法により原状回復を行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと当社が認める場合には、この限りではありません。

第24条（権利の消滅）

第14条、第19条および第21条において、当社の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託終了の日（交付する信託財産が収益金の場合は、当該収益金の計算期日）の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当社に帰属するものとします。

第25条（受託者の変更等）

- (1) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

- (3) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第26条（信託約款の変更）

- (1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。
- (2) 当社が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
- (3) 前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、受益者は当社に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、当社は第19条第4項に定める解約手続を行うこととします。
- (4) 第2項の公告は、電子公告で行うものとします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- (5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第27条（譲渡・質入）

- (1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第28条（印鑑届出・印鑑照合）

- (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取引店に届出るものとします。
- (2) この信託に関する当社所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第29条（届出事項の変更等）

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、受益者またはその相続人は直ちに取引店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。
- ① 印章の喪失もしくは毀損
 - ② 印章、名称、住所その他の届出事項の変更
 - ③ 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 前各項の届出手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 前項の規定は、当社が委託者または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。
- (6) 第1項および第2項の場合、当社は、信託元本もしくは収益金の支払いを当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第30条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。
- (2) この約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。

以上

〈受託者が契約している指定紛争解決機関〉

名 称：一般社団法人信託協会

連 絡 先：信託相談所

電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

附則

第1条

- (1) 下記の新旧対照表で示される約款第15条第2項の変更は令和元年9月24日に効力が生じる。
- (2) 第1項で定める約款変更の効力が令和元年6月26日から同年12月25日までの計算期間の期中に生じることに伴い、変更後の約款第15条第2項の定めにかかわらず、当該計算期間のうち同年6月26日から同年9月23日までの期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて下記の新旧対照表の変更前の信託報酬率とし、当該計算期間のうち令和元年9月24日から同年12月25日までの期間については、同年9月24日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて下記の新旧対照表の変更後の信託報酬率とする。

新旧対照表（変更部分に下線を付す。）

変更前	変更後
第15条 (2)前項の信託報酬率は、計算期間毎に定めるものとし、各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、 <u>①当社が平成24年12月26日以前に委託者から信託金を受入れた場合は、平成24年12月26日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて定められる以下の率とし、②当社が平成24年12月26日経過後に信託金を受入れた場合は他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。</u>	第15条 (2)前項の信託報酬率は、計算期間毎に定めるものとし、各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、 <u>他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。</u>
(新発10年固定利率国債の利回り) (信託報酬率) <u>2%未満の場合 年10,000分の50</u> 2%以上3%未満の場合 年10,000分の60 3%以上4%未満の場合 年10,000分の70 4%以上5%未満の場合 年10,000分の80 5%以上 年10,000分の90	(新発10年固定利率国債の利回り) (信託報酬率) <u>1%未満の場合 年10,000分の40</u> <u>1%以上2%未満の場合 年10,000分の50</u> 2%以上3%未満の場合 年10,000分の60 3%以上4%未満の場合 年10,000分の70 4%以上5%未満の場合 年10,000分の80 5%以上 年10,000分の90

2. 2. 単独運用指定金銭信託約款

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープンにかかる 単独運用指定金銭信託

信託約款

第1条（信託目的・受益者）

- (1) 実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン（以下「りそな日本国債オープン」という）の受託者としての株式会社りそな銀行（以下「委託者」という）は、りそな日本国債オープンにおいて合同で運用される信託財産に属する金銭を受益者のために利殖する目的で株式会社りそな銀行（以下「受託者」という）に信託し（以下、この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」という）、受託者はこれを引受けました。
- (2) この信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

第2条（信託金の受入れ・信託契約日）

- (1) 委託者は、この信託に信託金を追加することができます。
- (2) この信託は、受託者が委託者から信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。

第3条（純資産総額）

- (1) 受託者は、毎営業日において、その前営業日の本信託の純資産総額（受託者が信託財産の時価として計算した資産総額から負債総額を控除した額）を計算します。
- (2) 第1項の本信託の信託財産の時価の計算は、原則として受託者が認めたベンダーにより提供される情報に基づいて行うものとし、取引所に上場している有価証券については、その取引所における終値（取引所における終値のないものは気配値等それに準ずる価格）、その他のものについては、受託者が合理的と認める価格を用いるものとします。

第4条（信託期間）

この信託の信託契約の期間は、第2条に定める信託契約日に始まり、第14条に定める信託の終了事由が発生した日をもって終了します。

第5条（信託財産の運用）

- (1) 受託者は、本信託約款末尾の「運用の基本方針」に基づき、信託財産を主として次に掲げる有価証券および預金等の資産に運用します。なお、受託者は、外貨建資産への投資は行いません。
 - ① 国債証券
 - ② 預金（譲渡性預金を含む）
 - ③ コール・ローン
 - ④ 信託受益権および信託受益証券（当社および委託先が受託者となる場合を含む）
 - ⑤ 前各号に掲げる資産に類似する性質を有するものとして受託者が適当と認めた資産
- (2) 受託者は、前項各号に掲げる資産のほか、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定（第7条に定める委託を行った場合における委託先の銀行勘定を含む）に運用することができます。
- (3) 受託者は、有価証券の売買等取引（売買等の委託を含む）その他第1項各号に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、次項に定める借入、および為替取引（取引の委託を含む）を、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に該当するときは、受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む）、受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、金融

機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項第1号により読み替えられる場合を含む。以下同じ)、第7条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。

- (4) 受託者は、短期の資金繰り上、一時的に必要と認めた場合には、借入をすることがあります。この借入金は信託財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

第6条（信託の登記・登録の留保等）

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第7条（信託業務の委託等）

- (1) 受託者は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（受託者の利害関係人を含む）に委託することがあります。
 - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務：金融機関、金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等
で有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務：金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
- (2) 受託者は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと
 - ② 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - ③ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ④ 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること
- (3) 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (4) 前3項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
 - ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 受託者（受託者から指図の権限の委託を受けた者を含む）のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- (5) 受託者は、信託事務の一部について、信託法第28条に基づく信託事務の委託として、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた金融機関（受託者の利害関係人を含む）と信託契約を締結し、これを委託することができるものとします。受託者は、信託契約日において、株式会社日本カストディ銀行との間で、再信託契約を締結し、信託事務の一部を委託するものとします。

第8条（競合行為）

- (1) 受託者は、受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」という）について、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算で

行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(2) 受託者は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。

(3) 第1項の定めにかかわらず、受託者は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第9条（元本補填・利益補足）

受託者は、運用対象資産の市場価格（金利等）の変動、債券の発行体等運用先の信用状況悪化等により損失が生じた場合においても、元本の補てんおよび利益の補足は行いません。

第10条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。ただし、第7条第5項に従って、株式会社日本カストディ銀行との間の再信託契約に基づいて支払う信託報酬は、受託者がその固有財産から支払うものとします。

第11条（計算期日）

この信託は、毎年6月25日および12月25日（同日が休業日の場合は翌営業日とし、以下「計算期日」という）およびこの信託が終了した日（以下「最終計算期日」という）において、損益の額の計算を行います（前期計算期日の翌日から当計算期日までの期間を、以下「計算期間」といいます（ただし、初回の計算期間は第2条に定める信託契約日を始期とします）。ただし、初回の計算期日は平成25年6月25日とします。

第12条（収益金の分配）

信託財産について生じた利益は、信託財産に留保し、分配を行わないものとします。

第13条（信託報酬）

この信託にかかる信託報酬はいただきません。

第14条（信託の終了事由）

(1) この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。

① 第15条に定める受益者からのお申し出による全部解約

② 第18条に定める受託者による強制終了

(2) この信託が終了したときは、受託者は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるとします。この場合は、最終計算期日前に既に受益者あて報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、受託者が受益者に対し承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第15条（信託契約の解約）

受益者は、この信託について、全部解約または一部解約をすることができます。ただし、第17条に定める支払停止および第18条に定める強制終了の他、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第16条（信託財産の交付）

(1) 前条に定める全部解約または一部解約の請求があった場合、受託者は解約金を信託財産に属する金銭をもって、原則として受益者から指示のあった日に支払います。

(2) 第14条第1項第2号に掲げる事由により信託が終了したときは、第18条に従い受益者に対する信託財産の交付を行います。

第17条（支払停止）

次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」という）が生じた場合、受託者は、第15条本文の定めにかかわらず、信託の解約に応じないこと（以下「支払停止」という）があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、受託者が次条に定める強制終了の必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。

- ① 信託財産の総額が 10 億円を下回り、その運用に支障をきたす状況となったとき、またはその状況となることが明らかであると受託者が認めたとき
- ② 信託財産において即時換金可能な資産が減少し、第 16 条に定める信託財産の交付に支障をきたしたとき、またはその状況となることが明らかであると受託者が認めたとき
- ③ その他受託者が必要であると認めたとき

第 18 条 (強制終了)

受託者は前条に定める支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、次の各号の定めに従いこの信託約款に基づく信託契約を解約します (以下「強制終了」という)。

- ① 受託者は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を受益者に書面をもって通知します。
- ② 受託者は、強制終了を決定したときは、信託財産に属する資産について換金処分するものとします。なお、取引所の相場がない資産の売却に当たっては、受託者は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。
- ③ 受託者は、強制終了を決定したときから 6 ヶ月以内の一の日を臨時計算日として定めて、前回計算期日の翌日からかかる臨時計算日までの期間 (以下「臨時計算期間」という) の信託の計算を行い、臨時計算日以降の一の日を一括償還期日として定めて、受益者に対し、受益者が指定した方法により、信託財産に属する金銭を交付するものとします。ただし、上記の臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、信託財産に属する金銭を臨時計算日における計算結果に基づき受益者に対して上記一括償還日に交付し、残余については、以後一定の期間毎に臨時計算日および一括償還期日を設けて、前号に従った換金処分を行い、一括償還日における信託財産に属する金銭を受益者に交付します。
- ④ 前各号の定めに従い、信託財産に属するすべての資産を換金処分した直後の臨時計算日に、信託は終了します。

第 19 条 (受益者への報告事項等)

- (1) 受託者は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付するものとします。
 - ① 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書 (信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします)
 - ② 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 3 項に従い信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、第 7 条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面
- (2) 受託者は、前項第 1 号の書面交付により、信託法第 37 条第 3 項の報告に代えるものとします。
- (3) 受託者は、信託法第 31 条第 3 項の通知に代えて第 1 項第 2 号の書面を交付するものとし、信託法第 31 条第 3 項の通知は行わないものとします。
- (4) 受益者は、信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第 20 条 (善管注意義務)

- (1) 受託者は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。
- (2) 受託者がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと受託者が認める場合は、この限りではありません。

第 21 条（信託約款の変更）

受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。

第 22 条（受託者の変更等）

- (1) 受益者は、信託法第 58 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

第 23 条（譲渡・質入の禁止）

- (1) この信託の受益権は、受託者の承諾がなければ譲渡または質入することができません。
- (2) 受託者がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、受託者所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第 24 条（公告）

受託者による公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第 25 条（法令等の関係）

- (1) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。
- (2) この約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。

以上

〈受託者が契約している指定紛争解決機関〉

名 称：一般社団法人信託協会

連 絡 先：信託相談所

電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

運用の基本方針

この信託の運用の基本方針は次のとおりです。

1. 基本方針

この単独運用指定金銭信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として日本国債に投資することにより運用します。

(2) 投資態度

①日本国債への投資にあたっては、当該時点の投資環境等に最も適していると判断される年限の国債に投資することにより、インカムゲインの確保ならびにキャピタルゲインの獲得を目指します。具体的には、当社が開発した「債券運用モデル」を活用して、マーケット環境に応じた最適な残存期間の債券で運用するものとし、金利の上昇が予測される場合には、長期国債および超長期国債から短期国債等に入替を行うことによって金利上昇リスクを軽減し、他方、金利の低下または金利が横ばいで推移することが予測される場合、長期国債および超長期国債で運用することによって利回りの向上を目指します。

②日本国債の組入比率は高位に維持することを基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。例えば、急激に金利が上昇しそうな場合、当社が開発した「債券運用モデル」の結果に関わらず、満期までの残存期間が短い国債への入替または国債の換金を行い、資産の保全を図ります。また、受益者の請求による解約に対応するため、日本国債の売却を行うことがあります。

(3) 投資制限

①デリバティブは利用しません。

②同一銘柄への投資制限は設定しません。

以 上

(参考) 用語集

カ行

◇ 基準価額

- ・ 本商品の純資産総額を計算基準日における本商品の受益権の総口数で除した額をいいます。
- ・ 本商品の基準価額は、1万口あたりに換算した額で表示するものとします。
- ・ 本商品の基準価額は、毎営業日を計算基準日として翌営業日に算出します。

◇ 金銭信託

金銭を信託財産として信託銀行などに預入れ、その金銭が有価証券などで運用され、その収益と元本を金銭で受取るもの。

◇ 銀行勘定貸

受託者の銀行勘定で短期の運用を行うことです。

◇ 計算期間

- ・ 前期計算期日の翌日から当期計算期日までの期間のことです。
- ・ ただし、初回の計算期間は信託契約日を始期とします。

◇ 計算期日

- ・ 当該計算期間における最終営業日のことです。
- ・ 原則、毎年6月25日および12月25日（休業日のときは翌営業日）となります。

◇ コール・ローン

金融機関相互間の短期貸付金です。

サ行

◇ 収益調整金

当初申込期間経過後における申込みがあった場合において、購入申込受付日の翌営業日に算出した購入申込受付日の基準価額と1円の差額に当該申込みにかかる口数（信託金の額を、購入申込受付日の翌営業日に算出した購入申込受付日の基準価額で除して得られる端数処理後の口数）を乗じた額のことです。これは、当初申込期間経過後における信託設定または追加信託に基づく受益権口数の増加によって既存の受益権1口あたりの収益金が小さくなることを避けるために設けられるものであり、収益調整金が正の値の場合、収益調整金の全部または一部を分配に使用することができます。収益調整金は、収益分配および合同運用対象信託の解約（一部解約を含む）に際して調整（再計算）されます。なお、本商品における収益調整金は、投資信託の収益調整金と異なり、所得税法第9条第1項第11号および所得税法施行令第27条の規定は適用されません。

◇ 純資産総額

信託財産の時価として算出した資産総額から負債総額を控除した額のことです。

◇ 信託

お客さまが財産（お金や有価証券など）を信託銀行等に預けて、その財産の管理を任せる仕組みです。

◇ 信託契約

信託約款により定められる信託行為のことです。

◇ 信託契約価額

商品購入時に適用される基準価額のことで、当初申込期間における申込みの場合は、1万円（1口1円）となります。

◇ 信託受益権

信託契約に基づき受益者が保有することとなる権利の総称のことです。

◇ 信託報酬

信託財産の運用管理などの信託事務に関して受託者が受け取る報酬のことです。

◇ 信託約款

信託契約の内容が記載されています。

ハ行

◇ 配当等収益

有価証券等の運用から得られる利子、配当およびこれらに類する収益（未収収益を含む）のことです。

◇ 売買損益

有価証券等の運用において、その売買により生じる収益や損失のことです。

◇ 評価損益

本商品の計算期日における保有債券の価格と当該債券の購入時の価格との差額のことで、実現していない評価上の損益のことです。

◇ 分別管理

信託財産を信託銀行等の受託者の固有財産と分別して管理することです（信託法第34条）。

◇ 平均設定単価（平均信託元本）

お客さま毎の平均の信託契約価額のことです。

マ行

◇ 目論見書

有価証券の取得申込の勧誘を行うにあたり、投資家に対し、投資判断に必要な情報を提供するために作成されるものです（金融商品取引法第13条）。商品の取得勧誘時には、投資家に対し、あらかじめ、または同時に交付することが義務付けられています。

《受託業務の内部統制の保証に係る外部監査結果概要》

● 保証業務の概要

- **保証報告書及びその対象となっている受託業務のシステムに関する記述書(以下、「記述書」という。)の名称:**
単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託及び単独運用指定包括信託における資産運用業務及び投資一任業務に係るシステムの記述、並びに統制のデザインの適切性及び運用の有効性に関する報告書
なお、記述書の対象商品には金庫株信託、有価証券処分型信託、有価証券取得型信託、従業員持株会支援型ESOP、株式給付型ESOP、役員向け株式給付信託、株式流動化信託、実績配当型金銭信託及び国内の公的機関等から委託を受けている投資一任業務以外の投資一任業務については対象として想定しておりません。
また、当社の単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託及び単独運用指定包括信託における資産運用業務及び投資一任業務(以下、「資産運用業務」という。)に係るシステムの記述書は、運用資産として国内株式、外国株式、国内債券、外国債券、為替取引、ヘッジファンドへの投資を目的とする外国籍私募投資信託等、単独の運用者が投資一任契約により運用する外国籍私募投資信託、プライベート・エクイティ若しくは海外不動産への投資を目的とする投資事業有限責任組合、匿名組合、リミテッド・パートナーシップ等及び先物・オプションを対象として想定して作成しており、これら以外の運用資産については対象として想定しておりません。
- **保証業務の対象期間:**2023年1月1日から2023年12月31日
- **外部監査人の名称:**有限責任監査法人トーマツ
- **外部監査人の意見の内容:**
 - 受託業務のシステムに関する記述書の適正な表示
全ての重要な点において、第2部の株式会社りそな銀行の経営者によるアサーション及びりそなアセットマネジメント株式会社の経営者による各アサーションに記載されている規準に基づき、記述書は、2023年1月1日から2023年12月31日までの期間を通じてデザインされ業務に適用された株式会社りそな銀行の単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託及び単独運用指定包括信託における資産運用業務及び投資一任業務に係るシステム、及び株式会社りそな銀行が利用しているりそなアセットマネジメント株式会社による資産運用業務を適正に表示している。
 - 記述書に記載された統制目的に関する統制の適切なデザイン
全ての重要な点において、第2部の株式会社りそな銀行の経営者によるアサーション及びりそなアセットマネジメント株式会社の経営者による各アサーションに記載されている規準に基づき、記述書に記載された統制目的に関連する株式会社りそな銀行及びりそなアセットマネジメント株式会社の統制は、2023年1月1日から2023年12月31日までの期間を通じて統制が有効に運用されている場合、また、再受託者及び委託者が株式会社りそな銀行及びりそなアセットマネジメント株式会社の統制のデザインにおいて意図されている相補的な統制を2023年1月1日から2023年12月31日までの期間を通じて適用していた場合、統制目的が達成されるという合理的な保証を提供するために適切にデザインされていた。
 - 記述書に記載された統制の有効な運用
全ての重要な点において、第2部の株式会社りそな銀行の経営者によるアサーション及びりそなアセットマネジメント株式会社の経営者による各アサーションに記載されている規準に基づき、株式会社りそな銀行及びりそなアセットマネジメント株式会社の統制のデザインにおいて意図されている再受託者及び委託者の相補的な統制が2023年1月1日から2023年12月31日までの期間を通じて有効に運用されている場合、記述書に記載された統制目的が達成されるという合理的な保証を提供するために、株式会社りそな銀行及びりそなアセットマネジメント株式会社の統制は2023年1月1日から2023年12月31日までの期間を通じて有効に運用されていた。

留意事項:

上記の「保証業務の概要」は、当社において整備・運用する受託業務の方針と手続(以下「システム」という。)に関する記述書(以下、「記述書」という。)及び「記述書」に記載された統制目的に関連する統制を対象として、外部監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場から行った検証について、当社が、業務の対象と結果の概要を要約して記載したものです。なお、上記の記載のうち、「記述書」の対象とする運用資産に係る記載については、上記の「保証報告書」及び「記述書」に明確に記載されているものではなく、当社の責任において保証報告書の対象となる運用資産の範囲を明確化するために補足して記載したものです。

外部監査人からは、この契約締結前交付書面をご覧になる皆様に、以下のような業務の特質を十分にご理解いただくことが必要となる旨の説明を受けております。

- 上記の意見は、内部統制の固有の限界を前提として表明されており、統制のデザイン及び運用において虚偽表示を完全に防止又は発見修正していることを保証するものではありません。
- 上記の意見は、財務数値の適正な表示を確保するためのすべての重要な内部統制を必ずしも対象とするものではなく、「記述書」に当社が重要と考慮して記載したシステム及び統制目的に関連する内部統制のみを対象として表明されています。したがって、「記述書」は、運用資産の一部に係るシステム及び内部統制、りそなアセットマネジメント株式会社に委託している資産運用業務に係る内部統制のみを対象としております。また、当社及びりそなアセットマネジメント株式会社が他社に運用を再委託している資産に係るシステム並びに内部統制のデザイン及び運用状況については対象としておりません。
- 「保証報告書」には、業務の前提や「記述書」の範囲について誤った理解に基づく利用を防止するために、当社に業務を委託している会社とその監査人のみが利用する旨が記載されております。

以下は、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン」の募集事項等記載書面および有価証券報告書（2024年3月22日届出済み・2024年9月24日に提出した有価証券報告書にて提出したものとみなされた有価証券届出書の訂正届出書および2024年9月24日に提出した有価証券届出書の訂正届出書ならびに2024年11月27日に提出した訂正届出書および訂正報告書による訂正を反映済み）の抜粋です。

【証券情報】

【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1 【内国信託受益権の形態等】

「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン」は、記名式の合同運用指定金銭信託受益権です(当該信託受益権に係る信託を以下、「当信託」といいます。)

金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権として、金融商品取引法上の「第二項有価証券」に該当します。

募集する当信託の受益権について、株式会社りそな銀行(以下、「当社」または「受託者」という場合があります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

2 【発行（売出）数】

該当事項はありません。

3 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

ただし、運用に支障が出ることが想定される場合には、上記の上限金額にかかわらず募集を停止させていただきますことがあります。

4 【発行（売出）価格】

申込日の基準価額(当信託の基準価額については、本募集事項等記載書面と併せて提出する有価証券報告書(以下、「有価証券報告書」といいます。)記載の「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)とします。

5 【給付の内容、時期及び場所】

(1) 受益者からの解約について

① 解約の受付

当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）は、毎営業日を解約実行日として、受益者からその保有する当信託の受益権の全部または口数指定による一部解約の申し込みを受け付けます。ただし、支払停止(※)、強制終了決定後の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約の申し込みを受け付けないことがあり、または、受付済の解約を取消することがあります。なお、当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）が受け付けた解約の申し込みは、当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）の同意なしに撤回することはできません。

なお、下記(2)①のとおり、2025年4月21日(月)以降、解約の申込みの受け付けを停止する予定です。

(※) 支払停止

支払停止とは、次の各号に掲げる事由(以下、「支払停止事由」といいます。)が生じた場合において、受益者から請求があっても解約に応じないことをいいます。なお、支払停止事由が速やかに解消し、当社が強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。

- i. 指定単独運用信託(「有価証券報告書」－「第1 信託財産の状況」－「1 概況」－「(2) 信託財産の基本的性格」で定義されます。以下このiにおいて同じです。)について支払停止がなされている場合または指定単独運用信託につき強制終了が決定したとき
- ii. 当信託の信託約款に基づきお預かりする他の信託金と合同して運用する信託財産(以下、これを「合同運用財産」という場合があります。)において即時換金可能な資産が減少し、信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当社が認めたとき
- iii. 合同運用財産に係る信託(以下、「合同運用対象信託」といいます。)の受益権の総口数が10億口を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当社が認めたとき

② 解約金の計算

解約金は、原則として、解約する受益権の口数に、解約実行日の翌営業日に算出される解約実行日の基準価額(当信託の基準価額については、「有価証券報告書」－「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします。(解約金にかかる課税上のお取扱いについては後記④をご参照ください。)なお、解約にあたって、解約手数料はかかりません。

③ 解約金のお支払い

原則として、解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目の日以降に、ご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）における受益者名義の普通預金口座または当座預金口座に入金する方法によりお支払いします。

④ 解約時の利益の課税上のお取扱い(※1)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の1万口当たりの基準価額から合同運用対象信託の受益者毎に計算される平均設定単価(※2)を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に解約口数乘以10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

(※1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(※2) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、受益者の平均の信託契約価額のことです。信託契約価額とは、購入時に適用される基準価額のことであり、購入申込受付日を計算基準日とする基準価額(購入申込受付日を計算基準日とする基準価額は、購入申込受付日の翌営業日に算出されます。)となります(ただし、2012年12月3日から2012年12月26日までの期間になされた購入申込みに関しては、1万円(1口1円)となります。)

(2) 強制終了

① 強制終了

当社は、上記(1)①の支払停止を行った場合において必要があると認めるときは、合同運用対象信託に係るすべての信託契約を解約します(以下、「強制終了」といいます。)

※なお、長期間にわたり信託報酬等を上回る収益を獲得することが困難な状況が続き、今後も、日本国債のマーケット環境は金利の上昇圧力が高まる局面が続くことが予想されることから、当社は、指定単独運用信託につき支払停止および強制終了を行うことを決定し、それに伴い、当信託についても、以下のスケジュールで支払停止および強制終了を行うことを決定しました。当信託の償還金は、あらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込をされた場合は、当該代理店)における受益者名義の預金口座に入金することを予定しております。

<強制終了までの予定スケジュール>

予定日付	事項	説明
2025年4月21日(月)	支払停止日	・解約のお申込みの受付を停止いたします。 ・当該日以降、一括償還期日(2025年5月1日(木)予定)まで当信託の解約のお申込みは一切できません。
2025年4月21日(月) ~2025年4月25日(金)	(支払停止期間)	・指定単独運用信託に属する資産(日本国債)の売却、換金等が行われます。
2025年4月25日(金)	臨時計算日	・受益者にお支払いする償還金の金額を確定します。
2025年5月1日(木)	一括償還期日	・ご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。

(注) 上記スケジュールは2024年11月27日時点の予定となります。

国債市場の混乱、解約のお申込みの状況等により上記スケジュールにおける支払停止日より

りも前に、当信託の信託約款に定める支払停止事由が生じた場合には、支払停止日、臨時計算日および一括償還期日の前倒し等により、上記スケジュールが変更となる場合があります。

② 償還金の計算およびお支払い

当社は、強制終了を決定したときから6ヶ月以内の一の日を臨時計算日として定めて、前回計算期日(計算期日の定義は、「(4) 収益金について ① 収益金の計算」をご参照ください。)の翌日から臨時計算日までの期間(以下、「臨時計算期間」といいます。)の信託の計算を行い、臨時計算日以降の一の日を一括償還期日として定めて、合同運用対象信託のすべての受益者に対し、受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により、合同運用財産に属する金銭をもって、受益者が保有する受益権の口数(受益者が臨時計算日において保有する受益権の口数とし、当該臨時計算日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まない。以下この②において同じです。)に臨時計算日の翌営業日に計算する臨時計算日の基準価額(当信託の基準価額については、「有価証券報告書」－「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)を乗じて得られる額を、所定の税金を差し引いて、交付するものとします。ただし、上記の臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を上記臨時計算日における計算結果に基づき各受益者に受益権の口数に応じて按分して上記一括償還期日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間毎に臨時計算日および一括償還期日を設けて、換金処分を行い、各一括償還期日における合同運用財産に属する金銭を各受益者にその直前の臨時計算日における受益権の口数に応じて按分して交付します。

③ 強制終了時の利益の課税上のお取扱い(※1)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

強制終了の決定後最初の臨時計算日の基準価額の上昇による利益(当該臨時計算日の1万口当たりの基準価額(当信託の基準価額については、「有価証券報告書」－「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)から合同運用対象信託の受益者毎に計算される平均設定単価(※2)を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に受益権の口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。ただし、当該臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、上記の取扱いと別途の取扱いがなされることがあります。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

(※1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(※2) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、受益者の平均の信託契約価額のことです。信託契約価額とは、購入時に適用される基準価額のことであり、購入申込受付日を計算基準日とする基準価額(購入申込受付日を計算基準日とする基準価額は、購入申込受付日の翌営業日に算出されます。)となります(ただし、2012年12月3日から2012年12月26日までの期間になされた購入申込みに関しては、1万円(1口1円)となり

ます。)

(3) 当社からの解約について

① 当社からの解約

当社は、(i)次の各号のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合で受益者に通知する場合、および(ii)受益者が信託約款の変更に対して異議を述べ、受益権の買取りを請求した場合、当信託の全部の解約ができるものとします。

- i. 委託者が口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが、判明した場合
- ii. 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前記アないしオに準ずる者
- iii. 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - オ. その他前記アないしエに準ずる行為
- iv. 当信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

② 解約金の計算

解約金は、①により信託が終了したときは、受益者が保有する受益権の口数に、解約実行日の翌営業日に計算する解約実行日の基準価額(当信託の基準価額については、「有価証券報告書」－「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします。(解約金にかかる課税上のお取扱いについては後記④をご参照ください。)解約にあたって、解約手数料はかかりません。

なお、上記①(i)に基づく信託終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

③ 解約金のお支払い

原則として、解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目の日以降に、ご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)における受益者名義の普通預金口座または当座預金口座に入金する方法によりお支払いします。

④ 解約時の利益の課税上のお取扱い(※1)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の1万口当たりの基準価額から合同運用対象信託の受益者毎に計算される平均設定単価(※2)を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に解約口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

(※1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(※2) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、受益者の平均の信託契約価額のことです。信託契約価額とは、購入時に適用される基準価額のことであり、購入申込受付日を計算基準日とする基準価額(購入申込受付日を計算基準日とする基準価額は、購入申込受付日の翌営業日に算出されます。)となります(ただし、2012年12月3日から2012年12月26日までの期間になされた購入申込みに関しては、1万円(1口1円)となります。)

(4) 収益金について

① 収益金の計算

収益金は、原則として、計算期日(毎年6月25日および12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日)(以下、「計算期日」ということがあります。)において計算を行います。

<収益金の計算式>

収益金=計算期日における受益権口数×収益金単価(※)÷10,000(小数点以下四捨五入)

計算期日における受益権口数は、計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。

(※) 収益金単価とは、受益権1万口あたりの収益金を指し、収益の分配方針に基づいて、計算の都度、当社が決定します(収益の分配方針については、「有価証券報告書」-「第1 信託財産の状況」-「3 信託の仕組み」-「(1) 信託の概要」-「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」-「(c) 収益の分配方針について」をご参照ください。)

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、収益の分配を見送らせていただくことがあります。

② 収益金のお受取方法

収益金は、あらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)における受益者名義の普通預金口座または当座預金口座に入金します。

収益金は、税金を差し引いた後、原則として計算期日の翌営業日から起算して3営業日目以降にお支払いします。

③ 収益金の課税上のお取扱い(※)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、収益金に対して、利子所得として、個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金

を源泉徴収のうえ総合課税となります。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用はございません。

当信託は、少額貯蓄非課税制度（「マル優制度」）はご利用になれません。

（※）課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

6 【募集の方法】

当信託の受益権は、金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行っています。

7 【申込手数料】

該当事項はありません。

8 【申込単位】

当信託の受益権は、100万円以上10万円単位でお申込みいただけます。

9 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

継続申込期間：2024年3月23日から2024年12月25日までです。

申込期間最終日のお申し込みの取扱は、午後3時までとさせていただきます。

(注) 募集停止が決定したため、申込期間は2024年12月25日までとなり、申込期間の更新は行われません。

(2) 申込取扱場所

当社の本店および国内各支店(出張所を含む)ならびに当社が指定する代理店(※)等とします。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ><https://www.resonabank.co.jp/>

テレフォンバンキング、郵便およびインターネットによるお申込みはできません。

商品内容に関するご質問ならびに最新の目論見書につきましては、当社の本店および国内各支店(出張所を含む)ならびに当社が指定する代理店等までお申し付けください。

(※) 本募集事項等記載書面の提出日現在当社が指定する代理店：株式会社埼玉りそな銀行(本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号、登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号)

当信託の受託者である当社との委託契約に基づき、募集の取扱い、解約申込の受け付け等を行います。

10 【申込証拠金】

お申込みに当たっては、申込証拠金をお預りします。申込証拠金は、信託金相当額とします。申込証拠金の払込期日は、申込日当日とし、ご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)におけるお客さま名義の預金口座から申込証拠金相当額を引落すものとします。

当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)は、申込日において、当該預金口座に申込証拠金相当の残高があることを確認し、引落が行われるまでの間、当該申込証拠金相当分については、他の引落もしくは払戻請求があっても、応じないものとします。

なお、申込日から申込日の翌営業日(信託契約日または追加信託日)の前日までの期間は、当信託は設定されておりませんので(追加信託の場合は、追加信託の効力は発生しておりませんので)、信託の利益は

発生せず、お客さまに帰属致しません。また、信託が設定されない場合または追加信託の効力が発生しない場合につきましては、申込証拠金は利息を付さず、返還されるものとします。

11 【払込期日及び払込取扱場所】

申込証拠金の払込期日は、申込日当日です。信託金の払込期日は申込日の翌営業日（信託契約日または追加信託日）とし、同日に申込証拠金を信託金に充当するものとします。

払込取扱場所は当社の本店および国内各支店(出張所を含む)ならびに当社が指定する代理店（※）等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ><https://www.resonabank.co.jp/>

(※) 本募集事項等記載書面の提出日現在当社が指定する代理店：株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号、登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号）

当信託の受託者である当社との委託契約に基づき、募集の取扱い、解約申込の受け付け等を行います。

12 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

13 【その他】

(1) 当信託の受益権の様式及び券面に記載される事項

当信託の受益権について、証券は発行されておらず、また、振替機関でのお取扱いはありません。

(2) お申込みの方法

お申込みは、「9 申込期間及び申込取扱場所」に記載の期間・場所で行われます。原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みの受付に際して、当社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

お申込みにあたっては、原則として名義人ご本人さまによるお手続きが必要となります。

申込日には、「10 申込証拠金」に記載のとおり申込証拠金をお預りし、当該申込証拠金は、申込日の翌営業日（信託契約日または追加信託日）に信託財産に振替えられます。申込証拠金について、信託契約日または追加信託日までの利息は付されません。

金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断でお申込受付を中止すること、および既に受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。

(3) 本邦以外での地域における発行

当信託の受益権は、本邦以外での発行はありません。

【有価証券報告書】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1)【信託財産に係る法制度の概要】

当信託は、金銭を当初の信託財産とする合同運用指定金銭信託です。

受託者(当社)は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下、「兼営法」という場合があります。)、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行っています。受託者(当社)は、受益権(受益債権)の保有者(受益者)に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、当信託の受益権は、みなし有価証券として、金融商品取引法の適用を受けます。

(2)【信託財産の基本的性格】

当信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、信託財産を「単独運用指定金銭信託」(以下、「指定単独運用信託」といいます。)を通じて主として日本国債に投資します。

(3)【信託財産の沿革】

当信託は2012年12月26日に取扱いを開始しました。

当信託の当初の信託財産たる金銭は、受益者のために利殖することを目的として、委託者(受益者)から受託者(当社)に信託されたものです。

(4)【信託財産の管理体制等】

①【信託財産の関係法人】

(a) 受託者：株式会社りそな銀行

委託者からお預かりした信託金につき、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行い、受益者(委託者)への収益金の配当や解約金の支払等を行います。

(b) 指定単独運用信託に係る信託事務の委託先：株式会社日本カストディ銀行

(所在地：東京都中央区晴海一丁目8番12号)

指定単独運用信託の受託者である株式会社りそな銀行との再信託契約に基づき、指定単独運用信託の信託財産の管理、指定単独運用信託の受託者の指図に従った有価証券の売買の執行、余裕金の運用など指定単独運用信託に関する信託事務の一部を行います。

(c) 受託者が指定する代理店

当信託の受託者である株式会社りそな銀行との委託契約に基づき、募集の取扱い、解約申込の受け付け等を行います。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.resonabank.co.jp/>

(d) 指定単独運用信託の運用権限の委託先：りそなアセットマネジメント株式会社

指定単独運用信託の受託者である当社との間で締結された投資一任契約により付与された権限に基づき、指定単独運用信託の運用を行います。

② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

(a) 当信託は、委託者からお預かりした信託金を、当信託の信託約款に基づきお預かりする他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安定した収益と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、合同運用財産を指定単独運用信託を通じて、主に日本国債で運用します。なお、外貨建資産への投資は行いません。また、合同運用財産の一部を解約に伴う支払い準備のため、預金、銀行勘定貸、コール・ローンなどの短期金融資産に運用することがあります。

(b) 当信託は、決算毎に、収益の分配方針(当信託の収益の分配方針については、「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(c) 収益の分配方針について」をご参照ください。)に基づいて分配を行います。ただし、当信託は実績配当型の金銭信託であり、利子等による収入が少額の場合、分配を行わないこともあります。

(c) 当信託は預金または投資信託ではありません。従って、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。また、元本および利益の保証は無く、運用による利益および損失は、受益者に帰属します。

③ 【信託財産の管理体制】

(a) 当信託の信託財産は、法律(信託法)によって、受託者(当社)自身の財産(貸付金等の固有財産)や、他の信託でお預かりしている信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

当信託の信託財産に関するリスク管理体制については、「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(e) 運用管理態勢について」をご参照ください。

(b) 信託事務の委託先に対する管理体制について

当社は、指定単独運用信託の信託事務の委託先である株式会社日本カストディ銀行の事務運営、事務管理体制の状況等につき、定期的に適正性を確認します。また、事務管理および事務品質向上への取組等について、委託先から定期的に報告を受け、必要に応じて指導・助言等を行う体制を整備しております。

2 【信託財産を構成する資産の概要】

(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

受託者(当社)は、信託法、兼営法、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行います。

(2) 【信託財産を構成する資産の内容】

当信託財産(当初)は、委託者(受益者)からお預かりした金銭です。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

3 【信託の仕組み】

(1) 【信託の概要】

① 【信託の基本的仕組み】

(a) 仕組みの概要

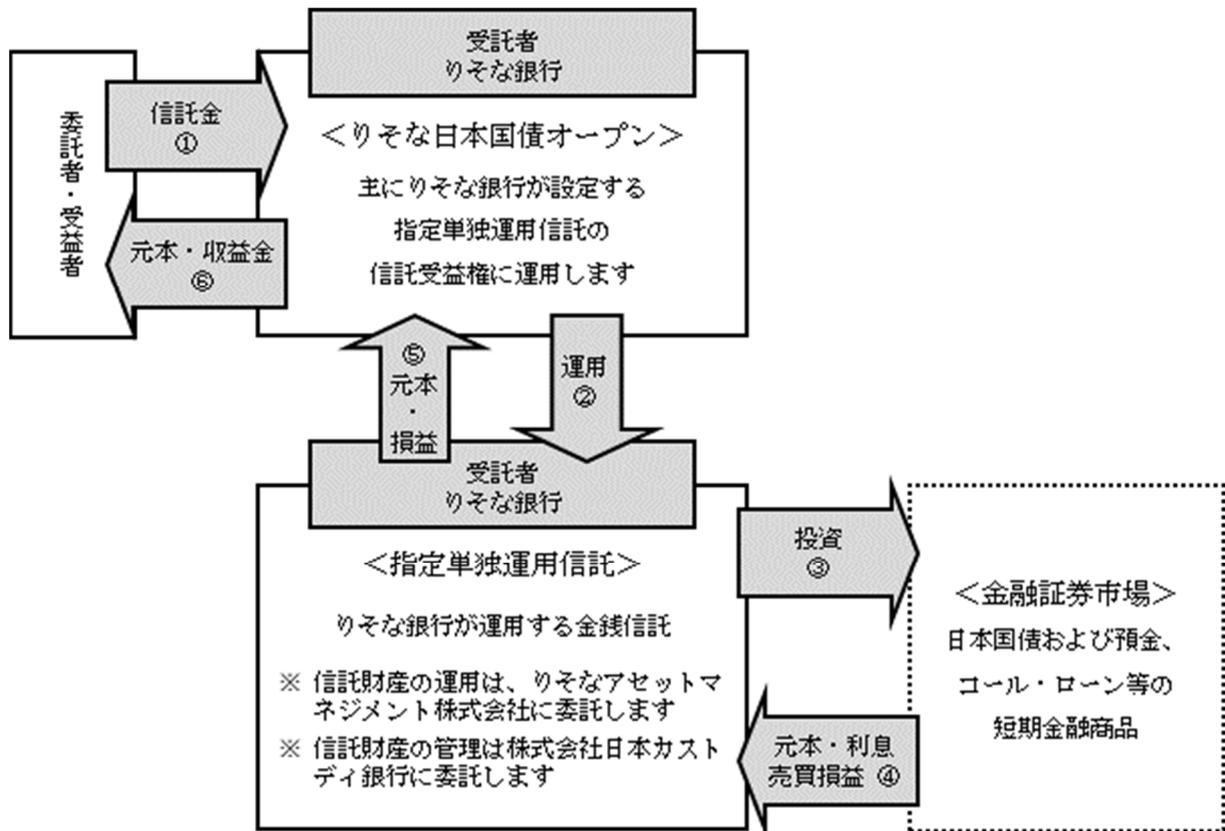
1) 当信託は、委託者からお預かりした信託金を、信託約款に基づく信託契約によりお預かりする他の信託金と合同して運用します。委託者(受益者)からお預かりした信託金は、指定単独運用信託を通じて、主に日本国債で運用します。

また、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、預金、銀行勘定貸、コール・ローンなどの短期金融資産に運用することがあります。

2) 当信託は、指定単独運用信託の主たる運用対象である日本国債に生じた利子等の収入を主たる原資とし、指定単独運用信託の一部解約等を通じて手当てした資金により、受益権の口数に応じて受益者へ収益金を支払います。また、受益者から解約請求があった場合は、指定単独運用信託の一部解約等を通じて手当てした資金により、解約金を支払います。なお、指定単独運用信託においては、受益者の請求による解約に対応するため、日本国債の売却を行うことがあります。

《運用の仕組み概要図》

※ 数字は投資資金の流れの順番を表します。



② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(a) 運用の基本方針について

当信託は、委託者からお預かりした信託金を、当信託の信託約款に基づきお預かりする他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、合同運用財産を指定単独運用信託を通じて、主に日本国債で運用します。なお、外貨建資産への投資は行いません。また、合同運用財産の一部は解約に伴う支払い準備のため、預金、銀行勘定貸、コール・ローンなどの短期金融資産に運用することがあります。

(b) 運用対象および方法

- 1) 当社は、合同運用財産を主として指定単独運用信託の信託受益権に運用します。(※指定単独運用信託の運用対象および方法は後記をご参照ください。)指定単独運用信託の信託財産には、当信託の合同運用財産以外の資金は含まれません。
- 2) 当社は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認められた場合には、上記1)にかかわらず、合同運用財産を次のa)～d)に掲げる資産に運用します。
 - a) 預金(譲渡性預金を含む)、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形および銀行引受手形
 - b) 信託受益権および信託受益証券(当社および委託先が受託者となる場合を含む)
 - c) 外国の者に対する権利でa)およびb)の権利の性質を有するもの
 - d) 上記a)ないしc)に掲げる資産に類似する性質を有するものとして当社が適当と認めた資産
- 3) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、上記1) および2) に掲げる財産の運用取引（有価証券等の売買取引等を含む）、借入および為替取引その他効率的な合同運用財産の運用に必要な取引(取引の委託を含む)を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む）、当社の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- 4) 当社は、信託財産を担保に供して、借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

(※) 参考：指定単独運用信託の運用方針および運用対象について

＜指定単独運用信託の運用方針＞

指定単独運用信託の受託者であるりそな銀行(以下、＜指定単独運用信託の運用対象・方法＞の1)～4)までにおいて、「指定単独運用信託受託者」といいます。)は、指定単独運用信託の信託財産を主に日本国債に投資することにより運用します。日本国債への投資にあたっては、当該時点の投資環境等に最も適していると判断される年限の国債に投資することにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指します。具体的には、当社が開発した「債券運用モデル」を活用して、マーケット環境に応じた最適な残存期間の債券で運用するものとし、金利の上昇が予測される場合には、長期国債および超長期国債から短期国債等に入替を行うことによって金利上昇リスクを軽減し、他方、金利の低下または金利が横ばいで推移することが予測される場合、長期国債および超長期国債で運用することによって利回りの向上を目指します。日本国債の組入比率は高位に維持することを基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。例えば、急激に金利が上昇しそうな場合、当社が開発した「債券運用モデル」の結果に関わらず、満期までの残存期間が短い国債への入替または国債の換金を行い、資産の保全を図ります。また、受益者の請求による解約に対応するため、日本国債の売却を行うことがあります。なお、指定単独運用信託においてデリバティブは利用せず、また、同一銘柄への投資制限は設定しません。

＜指定単独運用信託の運用対象・方法＞

- 1) 指定単独運用信託の受託者であるりそな銀行は、指定単独運用信託の信託財産を主として次に掲げる有価証券および預金等の資産に運用します。
 - a) 国債証券
 - b) 預金(譲渡性預金を含む)
 - c) コール・ローン
 - d) 信託受益権および信託受益証券(当社および委託先が受託者となる場合を含む)
 - e) 上記a)～d)に掲げる資産に類似する性質を有するものとして指定単独運用信託受託者が適当と認めた資産
- 2) 指定単独運用信託受託者は、上記1)a)～e)に掲げる資産のほか、指定単独運用信託の信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、指定単独運用信託受託者の銀行勘定(指定単独運用信託の再信託先の銀行勘定を含む)に運用することができます。
- 3) 指定単独運用信託受託者は、上記1)および2)に掲げる取引のほか、有価証券の売買等取引(売買等の委託を含む)その他上記1)a)～e)に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、借入、および為替取引(取引の委託を含む)を、指定単独運用信託の信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、指定単独運用信託受託者の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、指定単独運用信託受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含む)、指定単独運用信託受託者の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- 4) 指定単独運用信託受託者は、短期の資金繰り上、一時的に必要と認めた場合には、借入をすることがあります。この借入金は指定単独運用信託の信託財産に属し、指定単独運用信託の信託金と同一の方法により運用します。

＜指定単独運用信託の運用権限の委託＞

指定単独運用信託受託者は、りそなアセットマネジメント株式会社との間で締結された投資一任契約に基づき、指定単独運用信託の運用権限をりそなアセットマネジメント株式会社に委託しております。

(c) 収益の分配方針について

1) 収益分配の基本方針について

当信託は、毎年6月25日および12月25日(休業日の場合は翌営業日) (以下、「計算期日」ということがあります。)に収益金の計算を行います。収益金の分配は、以下の分配方針に基づき行います。

<収益の分配方針>

配当等収益および売買益を中心に、基準価額の水準や市況動向等を勘案し、各決算期における安定的な収益の分配を目指します。ただし、利子等の収入が少額の場合、分配を行わないことがあります。

2) 損益分配の基準について

a) 当信託は、合同運用財産につき前回計算期日の翌日(ただし、初回の計算期間については信託契約日)から当該計算期日までの期間(以下、「計算期間」といいます。)に生じた損益は、毎計算期間の末日において、以下のi)からiii)に定める方法により処理します。

i) 合同運用財産に属する配当等収益(利子、配当およびこれらに類する収益(未収収益を含む)をいいます。以下同じ)および当該計算期間に指定単独運用信託が受領した配当等収益については、合同運用対象信託に関する諸経費および信託報酬の合計額(指定単独運用信託または当該信託の事務委託先の再信託の信託財産からそれぞれ支払われる諸経費を含む)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、かかる残額については、次期以降の分配にあてるためその全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができるものとし、また、その全部または一部を前期から繰り越された損失(以下、「繰越損失」といいます。)に充当することができるものとし、

ii) 合同運用財産に属する売買益(売買、償還における損益およびこれらに類する損益)に評価損益を加減した額(以下、「売買益等」または「売買損等」といいます。)については、合同運用対象信託に関する諸経費および信託報酬の合計額(指定単独運用信託または当該信託の事務委託先の再信託の信託財産からそれぞれ支払われる諸経費を含む)を控除し、繰越損失のあるときは、その全額を補てんした後、その残額の全部または一部を受益者に分配することができるものとし、また、次期以降の分配にあてるため、かかる残額の全部または一部を分配準備積立金として積み立てることができるものとし、

iii) 上記i)およびii)に定める諸経費および信託報酬の控除は、配当等収益および売買益等にそれぞれ按分して行います。ただし、売買益等が負の値の場合(売買損等が生じている場合)は、諸経費および信託報酬をまず配当等収益から控除し、かかる諸経費および信託報酬の額が配当等収益を上回る場合、当該差額と売買損等の合計を当該計算期間における損失とします。

iv) 前期から繰り越された分配準備積立金は、その全部または一部を分配に使用することまたは繰越損失の補てんに充てることができるものとし、

- b) 合同運用財産に属する収益調整金は、収益調整金が正の値の場合、その全部または一部を分配に使用できるものとします。本商品における収益調整金は、投資信託の収益調整金と異なり、所得税法第9条第1項第11号および所得税法施行令第27条の規定は適用されません。なお、収益調整金とは、当初申込期間経過後における申込みがあった場合において、購入申込受付日の翌営業日に算出した購入申込受付日の基準価額と1円の差額に当該申込みにかかる口数（信託金の額を、購入申込受付日の翌営業日に算出した購入申込受付日の基準価額で除して得られる端数処理後の口数）を乗じた額であり、収益分配および合同運用対象信託の解約（一部解約を含む）に際して調整（再計算）されます。
- c) 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は次期に繰り越します。
- 3) 収益金の内容について
- a) 収益金の計算
- 収益金は、原則として、計算期日において計算を行います。
- <収益金の計算式>
- 収益金＝計算期日における受益権口数×収益金単価(※)÷10,000(小数点以下四捨五入)
- 計算期日における受益権口数は、計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。
- (※) 収益金単価とは、受益権1万口あたりの収益金を指し、収益の分配方針に基づいて、計算の都度、当社が決定します。
- なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、収益の分配を見送らせていただくことがあります。
- b) 収益金のお受取方法
- 収益金は、あらかじめご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）における受益者名義の普通預金口座または当座預金口座に入金します。
- 収益金は、税金を差し引いた後、原則として計算期日の翌営業日から起算して3営業日目以降にお支払いします。
- c) 収益金の課税上のお取扱い(※)
- 当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、収益金に対して、利子所得として、個人の受益者の場合は20.315%（国税15%＋復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%（国税15%＋復興特別所得税0.315%）の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。
- なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。
- 当信託は、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用はございません。
- 当信託は、少額貯蓄非課税制度（「マル優制度」）はご利用になれません。
- (※) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について

1) 基準価額の算出方法

当信託の受益権の基準価額は、毎営業日を計算基準日として翌営業日に算出します。基準価額は、計算基準日における合同運用財産の純資産総額(当社が信託財産の時価として算出した資産総額から負債総額を控除した額)を計算基準日における合同運用対象信託の受益権の総口数で除した額をいいます。ただし、当信託の基準価額は、1万口あたりに換算した額で表示するものとします。

2) 運用資産の評価方法

指定単独運用信託の信託受益権は、当社が知り得る直近の純資産総額で評価します。その他の資産については、当社が合理的と認める価格を用いるものとします。

3) 基準価額算出頻度について

当社は、当信託の毎営業日の基準価額を、その翌営業日に算出します。

4) 基準価額の照会方法

当社の本店および国内各支店(出張所を含む)ならびに当社が指定する代理店等にご照会ください。本店および国内各支店(出張所を含む)ならびに当社が指定する代理店等の詳細は下記ホームページをご参照ください。

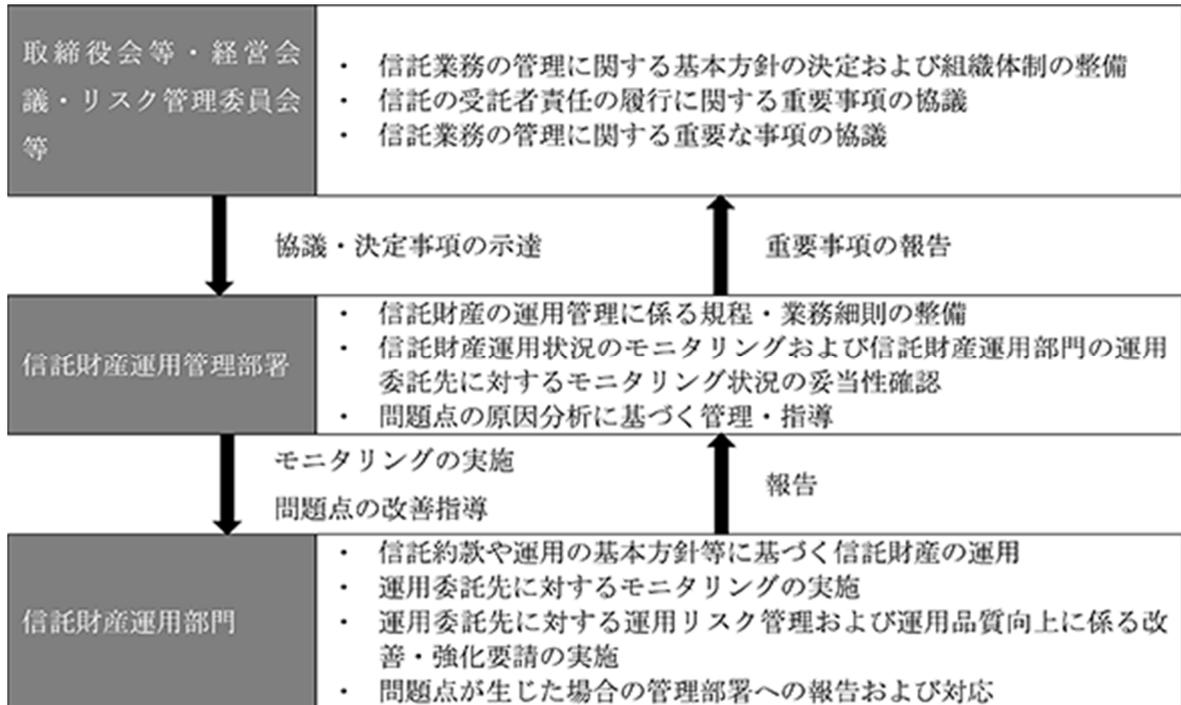
<ホームページ><https://www.resonabank.co.jp/>

<参考：指定単独運用信託の価額の算出方法について>

- 1) 指定単独運用信託の信託受益権の価額は、指定単独運用信託の純資産総額(指定単独運用信託の受託者が信託財産の時価として計算した資産総額から負債総額を控除した額)とします。
- 2) 指定単独運用信託の信託財産の時価の計算は、原則として指定単独運用信託の受託者が認めたベンダーにより提供される情報に基づいて行うものとし、取引所に上場している有価証券については、その取引所における終値(取引所における終値のないものは気配値等それに準ずる価格)、その他のものについては、指定単独運用信託の受託者が合理的と認める価格を用いるものとします。

(e) 運用管理態勢について

当社は、運用管理を以下の態勢で行います。



上記態勢は、2024年10月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(f) 信託業務の委託について

当社は、以下に掲げる業務の全部または一部について、以下の基準および手続きに従い選定される者(当社の利害関係人を含む)に委託することがあります。

委託業務および委託先の範囲	1) 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等 有価証券の保管を業として営む者。 2) 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務 金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者 および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者。
委託先の基準	1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。 2) 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。 3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。 4) 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らし相応の水準であること。
委託先決定の手続き	当社は、上記に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において委託先が上記に定める基準のすべてに適合する者であるかを確認します。

※ 上記にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含む)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存にかかる業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含む)のみの指図により委託先が行う業務
- ・ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(g) 信託の登記等について

- 1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 1)のただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- 4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

③ 【委託者の義務に関する事項】

(a) 印鑑届出・印鑑照合

- 1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者からあらかじめ取引店に届出るものとします。
- 2) 当社が、当信託に関する当社所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

(b) 届出事項の変更・証書等の再発行等

- 1) 以下の事由が発生した場合には、委託者、受益者またはその相続人は直ちに取引店にお申し出のうへ、当社所定の手続きをおとりください。この手続きの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - a) 印章の喪失もしくは毀損
 - b) 印章、名称、住所その他の届出事項の変更
 - c) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- 2) 上記1)の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いは、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(c) 成年後見人等の届出

- 1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出ることとします。
- 2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出ることとします。
- 3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記1)、2)と同様に届出ることとします。
- 4) 上記1)～3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ることとします。
- 5) 上記1)～4)の届出の前に生じた損害について当社は責任を負いません。
- 6) 上記1)～4)の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いは、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

④ 【その他】

(a) 信託期間について

信託契約日から、受益者からの請求による全部解約の日または当社による強制終了その他の事由による信託終了の日までとします。なお、当初申込期間中における申込みについては当該申込みに係る信託設定日である2012年12月26日が、継続申込期間中における申込みについては申込日の翌営業日が、それぞれ信託契約日となります。

(b) 費用について

当信託のお預入れから償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用は以下のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません。

1) 直接ご負担いただく費用

- a) 申込手数料：ございません。
- b) 解約手数料：ございません。

2) 間接的にご負担いただく費用

a) 信託報酬

信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、所定の信託報酬率を乗じて得た額とします。各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。

(新発10年固定利率国債の利回り)	(信託報酬率)
1%未満の場合	年10,000分の40
1%以上2%未満の場合	年10,000分の50
2%以上3%未満の場合	年10,000分の60
3%以上4%未満の場合	年10,000分の70
4%以上5%未満の場合	年10,000分の80
5%以上	年10,000分の90

信託報酬は、計算期間毎に、信託財産の中から計算期日の翌営業日から起算して3営業日目の日に収受します。

なお、当信託が主にその信託財産を投資する対象である指定単独運用信託にかかる信託報酬はございません。また、指定単独運用信託の信託事務委託先の再信託にかかる信託報酬は当社が負担します。

b) その他の信託財産にかかる費用

当信託の信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（監査費用等）は、信託財産の中から支払います。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

また、当信託が、主に運用する指定単独運用信託またはその信託事務委託先の再信託について、信託財産に関する租税、および指定単独運用信託またはその信託事務委託先の再信託の信託事務の処理に必要な費用として、運用資産の売買等に際して発生する売買委託手数料、その

他の費用が発生した場合は、指定単独運用信託の信託財産またはその信託事務委託先の再信託の信託財産の中から支払います。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

(c) 支払停止・強制終了について

以下の事由が生じた場合、当社は受益者から請求があっても信託の解約に応じないこと(支払停止)があります。支払停止を行っている期間は、受益者からの解約の請求に応じることなく、支払いを停止します。ただし、支払停止決定時点で既に受付済の解約(受付済の解約が取り消されたものを除く)については、その限りではありません。また、支払停止の後、更に必要があると認めた場合には、合同運用財産を換金処分のうえ合同運用対象信託の各受益者に受益権の口数に応じて交付し、信託を終了する手続き(強制終了)を行うことがあります。

- 1) 指定単独運用信託について支払停止がなされている場合または指定単独運用信託につき強制終了が決定したとき
- 2) 合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当社が認めたとき
- 3) 合同運用対象信託の受益権の総口数が10億口を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当社が認めたとき

(d) 信託の終了について

当信託は、次の事由が生じた場合には終了します。

- 1) 受益者からのお申し出による全部解約
- 2) 当社による強制終了
- 3) 次の各号のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合に、受益者に通知することにより行う当社からの解約
 - a) 委託者が口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが、判明した場合
 - b) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - i) 暴力団
 - ii) 暴力団員
 - iii) 暴力団準構成員
 - iv) 暴力団関係企業
 - v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - vi) その他前記 i)ないし v)に準ずる者
 - c) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - i) 暴力的な要求行為
 - ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv) 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - v) その他前記 i)ないし iv)に準ずる行為

- d) 当信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- 4) 受益者が、下記(e)の信託約款の変更に対して異議を述べ、受益権の買取りを請求した場合の当社による解約
- (e) 信託約款の変更および公告の方法
- 当信託は兼営法第5条に規定される「定型的信託契約」による信託に該当しますので、信託約款の変更については下記のとおりとなります。
- 1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします(これら以外の方法による変更はできません)。
- 2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告を電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法)で行うものとし、当該期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、変更を承諾したものとして取り扱います。
- (f) 当社が契約している指定紛争解決機関について
- 一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335または03-6206-3988

(2) 【受益権】

受益者の有する権利は以下のとおりです。

① 収益金に対する受領権

受益者は、計算期日において保有する受益権の口数に応じて、収益金の配当を受けます。なお、収益金の配当の対象となる受益権の口数は、当該計算期日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。

収益金(税引後)はあらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)における受益者名義の預金口座に、原則として計算期日の翌営業日から起算して3営業日目以降に支払います。

当社の責に帰さない事由により収益金の交付ができない場合で、受益者が当該収益金の計算期日から10年間当社に対して収益金の受領権を行使しない場合には、その権利は消滅し、収益金は当社に帰属するものとします。

② 信託終了時における償還金受領権

受益者は、償還日において保有する受益権の口数に応じて、償還金の交付を受けます。なお、償還金の交付の対象となる受益権の口数は、償還日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まないものとします。

償還金はあらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)における受益者名義の預金口座に、原則として償還日の翌営業日から起算して3営業日目以降に支払います。

当社の責に帰さない事由により償還金の交付ができない場合で、受益者が信託終了の日から10年間

当社に対して償還金の受領権を行使しない場合には、その権利は消滅し、償還金は当社に帰属するものとします。

③ 解約請求権

受益者は、保有する受益権の全部または口数単位による一部解約を請求する権利を有します。ただし、当信託において支払停止および強制終了の他、やむを得ない事情が発生しているときは、解約することができません。

解約金はあらかじめご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）における受益者名義の預金口座に、原則として解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

なお、当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）が受け付けた解約の申し込みは、当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）の同意なしに撤回することはできません。

（上記①ないし③により、受益者が受取る収益金、償還金および解約金の内容・計算方法等については、以下のとおりです。）

(a) 収益金について

収益金の内容については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(c)収益の分配方針について」をご参照ください。

(b) 受益者からの解約について

1) 解約金の計算

解約金は、原則として、解約する受益権の口数に、解約実行日の翌営業日に算出される解約実行日の基準価額(当信託の基準価額については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d)資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします。(解約金にかかる課税上のお取扱いについては後記3)をご参照ください。)なお、解約にあたって、解約手数料はかかりません。

2) 解約金のお支払い

原則として、解約実行日の翌営業日から起算して5営業日目の日以降に、ご指定いただいた当社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）における受益者名義の普通預金口座または当座預金口座に入金する方法によりお支払いします。

3) 解約時の利益の課税上のお取扱い(※1)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の1万口当たりの基準価額から合同運用対象信託の受益者毎に計算される平均設定単価(※2)を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に解約口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用はございません。

(※1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(※2) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、受益者の平均の信託契約価額のことです。信託契約価額とは、購入時に適用される基準価額のことであり、購入申込受付日を計算基準日とする基準価額（購入申込受付日を計算基準日とする基準価額は、購入申込受付日の翌営業日に算出されます。）となります（ただし、2012年12月3日から2012年12月26日までの期間になされた購入申込みに関しては、1万円（1口1円）となります。）。

(c) 強制終了について

1) 償還金の計算およびお支払い

当社は、強制終了を決定したときから6ヶ月以内の一の日を臨時計算日として定めて、前回計算期日の翌日から臨時計算日までの期間(以下、「臨時計算期間」といいます。)の信託の計算を行い、臨時計算日以降の一の日を一括償還期日として定めて、合同運用対象信託のすべての受益者に対し、受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により、合同運用財産に属する金銭をもって、受益者が保有する受益権の口数(受益者が臨時計算日において保有する受益権の口数とし、当該臨時計算日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まない。以下この1)において同じです。)に臨時計算日の翌営業日に計算する臨時計算日の基準価額（当信託の基準価額については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価（基準価額の算出方法）について」をご参照ください。)を乗じて得られる額を、所定の税金を差し引いて、交付するものとします。ただし、上記の臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を上記臨時計算日における計算結果に基づき各受益者に受益権の口数に応じて按分して上記一括償還期日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間毎に臨時計算日および一括償還期日を設けて、換金処分を行い、各一括償還期日における合同運用財産に属する金銭を各受益者にその直前の臨時計算日における受益権の口数に応じて按分して交付します。

2) 強制終了時の利益の課税上のお扱い(※1)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

強制終了の決定後最初の臨時計算日の基準価額の上昇による利益(当該臨時計算日の1万口当たりの基準価額(当信託の基準価額については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価（基準価額の算出方法）について」をご参照ください。)から合同運用対象信託の受益者毎に計算される平均設定単価(※2)を差し引いた額(当該額が負の場合にはゼロとする)に受益権の口数を乗じ10,000で除した額とする)については利子所得として個人の受益者の場合は20.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。法人の受益者の場合は15.315%(国税15%+復興特別所得税0.315%)の税金を源泉徴収のうえ総合課税となります。ただし、当該臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、上記の取扱いと別途の取扱いがなされることがあります。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用はございません。

(※1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(※2) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、受益者の平均の信託契約価額のことです。信託契約価額とは、購入時に適用される基準価額のことであり、購入申込受付日を計算基準日とする基準価額（購入申込受付日を計算基準日とする基準価額は、購入申込受付日の翌営業日に算出されます。）となります（ただし、2012年12月3日から2012年12月26日までの期間になされた購入申込みに関しては、1万円（1口1円）となります。）。

④ その他

(a) 当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

(b) 当信託の受益権は当社の承諾がなければ譲渡または質入することができません。当社がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

(c) 当信託は預金または投資信託ではありません。従って、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

また、元本および利益の保証は無く、運用による利益および損失は、受益者に帰属します。

(d) 収益金が少ない場合には、配当の額が減額されたり、配当がなされない場合があります。

(3) 【内国信託受益権の取得者の権利】

「(2) 受益権」に記載したとおりです。なお、詳細については、添付の当信託の信託約款をご参照ください。

4 【信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

期別	第20期計算期間	第21期計算期間	第22期計算期間	第23期計算期間
計算期間	自 2022年6月28日 至 2022年12月26日	自 2022年12月27日 至 2023年6月26日	自 2023年6月27日 至 2023年12月25日	自 2023年12月26日 至 2024年6月25日
1万口当たり収益分配金（税込）	0円	0円	0円	0円
(各計算期間末日現在)				
① 資産総額	4,470,655,462円	4,141,658,830円	3,646,504,079円	3,178,026,641円
② 負債総額	10,425,438円	22,880,213円	9,535,312円	15,630,947円
③ 純資産総額 (①-②)	4,460,230,024円	4,118,778,617円	3,636,968,767円	3,162,395,694円
④ 期末受益権口数	4,826,251,128口	4,368,939,806口	4,161,354,098口	3,629,310,383口
⑤ 1万口当り純資産額 (③/④×10,000)	9,242円	9,427円	8,740円	8,713円

(2) 【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

(3) 【収益状況の推移】

基準日	基準価額	基準日1年前の 基準価額	1年間の分配金累計	騰落率※
2019年12月25日	9,862円	9,970円	0円	△1.08%
2020年6月25日	9,783円	9,961円	0円	△1.79%
2020年12月25日	9,810円	9,862円	0円	△0.53%
2021年6月25日	9,798円	9,783円	0円	0.15%
2021年12月27日	9,740円	9,810円	0円	△0.71%
2022年6月27日	9,464円	9,798円	0円	△3.41%
2022年12月26日	9,242円	9,740円	0円	△5.11%
2023年6月26日	9,427円	9,464円	0円	△0.39%
2023年12月25日	8,740円	9,242円	0円	△5.43%
2024年6月25日	8,713円	9,427円	0円	△7.57%

※ 騰落率は、以下で算出しています。

騰落率 = { (基準日の基準価額 + 1年間の分配金累計) / (基準日1年前（基準日が信託設定日から1年以内の場合は信託設定日）の基準価額) - 1 } × 100

(4) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

5 【投資リスク】

(1) 投資リスクについて

当信託の運用成果に影響を与える主なリスクとしては、以下のものがあります。

① 金利変動リスク

金利の変動が、債券の価格に影響を及ぼすリスクをいいます。

一般的に金利が上がった場合、債券の価格は下落し、反対に金利が下がった場合、債券の価格は上昇する傾向があります。当信託は、指定単独運用信託を通じて、主として、日本国債に投資しますので、金利が上がった場合に損失を被るリスクがあります。

② 信用リスク

有価証券の発行体(国や企業など)の経済情勢や財政状態に関わるリスクをいいます。

当信託は、指定単独運用信託を通じて主として日本国債に投資しますので、経済情勢や財政状態、または、格付機関により付与された信用格付が引き下げられた場合、債券価格が下落し、損失を被るリスクがあります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合または取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた価格での売却ができないこと、売却のタイミングを逃すこと、きわめて安い価格でしか売却できないことなどにより不測の損失を被ることがあり、基準価額の下落要因となります。

当信託は、指定単独運用信託を通じて、主として日本国債に投資することとしており、かかる流動性リスクが現実化し、損失を被るリスクがあります。

④ その他の留意点

(a) 上記①～③のリスク等により、以下の1)～3)の事由が生じた場合、受益者から請求があっても、当社は、全受益者の公平性の観点から、解約に応じないこと(支払停止)があります。さらに、必要があると認めた場合には、合同運用財産を換金処分のうち合同運用対象信託の各受益者に、その保有する受益権の口数に応じて交付し、信託を終了する手続きを行うこと(強制終了)があります。

1) 指定単独運用信託について支払停止がなされている場合または指定単独運用信託につき強制終了が決定したとき

2) 合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当社が認めたとき

3) 合同運用対象信託の受益権の総口数が10億口を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当社が認めたとき

なお、当社は、強制終了を決定したときから6ヶ月以内の一の日を臨時計算日として定めて、前回計算期日の翌日から臨時計算日までの期間(以下、「臨時計算期間」といいます。)の信託の計算を行い、臨時計算日以降の一の日を一括償還期日として定めて、合同運用対象信託のすべての受益者に対し、受益者によりあらかじめご指定いただいた預金口座への入金の方法により、合同運用財産に属する金銭をもって、受益者が保有する受益権の口数(受益者が臨時計算日において保有する受

益権の口数とし、当該臨時計算日の前営業日以前に受益者が解約の請求をした口数は含まない)に臨時計算日の翌営業日に計算する臨時計算日の基準価額(当信託の基準価額については、「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について」をご参照ください。)を乗じて得られる額を交付するものとします。ただし、上記の臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を上記臨時計算日における計算結果に基づき各受益者に受益権の口数に応じて按分して上記一括償還期日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間毎に臨時計算日および一括償還期日を設けて、換金処分を行い、各一括償還期日における合同運用財産に属する金銭を各受益者にその直前の臨時計算日における受益権の口数に応じて按分して交付します。

(b) 本商品は、原則、毎年6月25日および12月25日(銀行休業日のときは翌営業日)を計算期日とし、収益金の計算を行います。収益金の分配は、基準価額水準や市況動向等を勘案し、合同運用財産の運用から得られる配当等収益および売買益(諸経費・信託報酬控除後)を中心に、当社が分配の水準を決定し、行います。ただし、本商品は実績配当型の商品であり、利子等の収入が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 当信託は、計算期間中に発生した運用収益(諸経費・信託報酬控除後の売買損益、評価損益および配当等収益の合計)を超えて分配を行う場合があります。したがって、当信託において分配される収益金の水準は必ずしも計算期間における当信託の収益率を示すものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり本商品の純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

(2) 投資リスクに対する管理体制について

投資リスクに対する管理体制については、「3 信託の仕組み」－「(1) 信託の概要」－「② 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－「(e) 運用管理態勢について」をご参照ください。

6 【信託財産の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当信託の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 監査証明について

当信託は、第23期計算期間(自 2023年12月26日 至 2024年6月25日)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社 りそな銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープンの2023年12月26日から2024年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープンの2024年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社りそな銀行及び金銭信託から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金銭信託は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社りそな銀行及び金銭信託と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間 (2023年12月25日現在)	第23期計算期間 (2024年6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
単独運用指定金銭信託受益権	3,644,801,438	3,169,533,464
未収入金	1,702,641	8,493,177
流動資産合計	3,646,504,079	3,178,026,641
資産合計	3,646,504,079	3,178,026,641
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,702,641	8,493,177
未払受託者報酬	7,557,671	6,862,770
その他未払費用	275,000	275,000
流動負債合計	9,535,312	15,630,947
負債合計	9,535,312	15,630,947
純資産の部		
元本等		
元本	※1、※2 4,161,354,098	※1、※2 3,629,310,383
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△524,385,331	△466,914,689
(分配準備積立金)	20,013,785	17,454,981
利益剰余金合計	※3 △524,385,331	※3 △466,914,689
元本等合計	3,636,968,767	3,162,395,694
純資産合計	3,636,968,767	3,162,395,694
負債純資産合計	3,646,504,079	3,178,026,641

(2) 【損益計算書】

(単位：円)

	第22期計算期間 (自 2023年6月27日 至 2023年12月25日)	第23期計算期間 (自 2023年12月26日 至 2024年6月25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△290,000,073	△3,361,902
営業収益合計	△290,000,073	△3,361,902
営業費用		
受託者報酬	7,557,671	6,862,770
その他費用	275,000	275,000
営業費用合計	7,832,671	7,137,770
営業利益又は営業損失(△)	△297,832,744	△10,499,672
経常利益又は経常損失(△)	△297,832,744	△10,499,672
当期純利益又は当期純損失(△)	△297,832,744	△10,499,672

(3) 【注記表】

(重要な会計方針)

1. 信託受益権の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益については、約定日基準で計上しております。
3. その他	第23期計算期間は、2023年12月26日から2024年6月25日までとなっております。

(貸借対照表関係)

第22期計算期間 (2023年12月25日現在)	第23期計算期間 (2024年6月25日現在)
※1 「元本」は「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。	※1 「元本」は「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。

※2、※3 元本及び利益剰余金の変動

(単位：円)

	第22期計算期間 (自 2023年6月27日 至 2023年12月25日)				
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,368,939,806	△250,161,189	△250,161,189	4,118,778,617	4,118,778,617
当期変動額					
剰余金の分配	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)	-	△297,832,744	△297,832,744	△297,832,744	△297,832,744
一部解約に伴う当期純利益分配額(△)又は一部解約に伴う当期純損失分配額	-	11,722,480	11,722,480	11,722,480	11,722,480
当期追加信託に伴う元本及び利益剰余金増減額	-	-	-	-	-
当期一部解約に伴う元本及び利益剰余金増減額	△207,585,708	11,886,122	11,886,122	△195,699,586	△195,699,586
当期変動額合計	△207,585,708	△274,224,142	△274,224,142	△481,809,850	△481,809,850
当期末残高	4,161,354,098	△524,385,331	△524,385,331	3,636,968,767	3,636,968,767

※ 2、※ 3 元本及び利益剰余金の変動

(単位：円)

	第23期計算期間 (自 2023年12月26日 至 2024年 6月25日)				
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	4,161,354,098	△524,385,331	△524,385,331	3,636,968,767	3,636,968,767
当期変動額					
剰余金の分配	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)	-	△10,499,672	△10,499,672	△10,499,672	△10,499,672
一部解約に伴う当期純利益分配額(△)又は一部解約に伴う当期純損失分配額	-	926,500	926,500	926,500	926,500
当期追加信託に伴う元本及び利益剰余金増減額	-	-	-	-	-
当期一部解約に伴う元本及び利益剰余金増減額	△532,043,715	67,043,814	67,043,814	△464,999,901	△464,999,901
当期変動額合計	△532,043,715	57,470,642	57,470,642	△474,573,073	△474,573,073
当期末残高	3,629,310,383	△466,914,689	△466,914,689	3,162,395,694	3,162,395,694

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン信託約款に基づき、お客さまからお預りした資金を合同して、全て当社が委託者兼受託者として運用を行う単独運用指定金銭信託に運用します。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当信託が運用する金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。

a. 単独運用指定金銭信託受益権

「単独運用指定金銭信託受益権」を通じて、主として日本国債に投資します。

単独運用指定金銭信託受益権には、主に以下のリスクがあります。

ア. 金利変動リスク

金利の変動が、債券の価格に影響を及ぼすリスクをいいます。

一般的に金利が上がった場合、債券の価格は下落し、反対に金利が下がった場合、債券の価格は上昇する傾向があります。金利が上がった場合には損失を被るリスクがあります。

イ. 信用リスク

有価証券の発行体(国や企業など)の経済情勢や財政状態に関わるリスクをいいます。

当信託は、単独運用指定金銭信託を通じて主として日本国債に投資しますので、経済情勢や財政状態、または、格付機関により付与された信用格付が引き下げられた場合、債券価格が下落し、損失を被るリスクがあります。

ウ. 流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合または取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた価格での売却ができないこと、売却のタイミングを逃すこと、きわめて安い価格でしか売却できないことなどにより不測の損失を被ることがあり、基準価額の下落要因となります。

当信託は、単独運用指定金銭信託を通じて、主として日本国債に投資することとしており、かかる流動性リスクが現実化し、損失を被るリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理については、以下の体制で運営します。

<信託財産運用部門>

- ・信託約款および運用の基本方針等に基づき、当社および当社グループの他部署からは独立した判断で、当信託および単独運用指定金銭信託の信託財産の運用を行います。
- ・単独運用指定金銭信託の運用権限の委託先であるりそなアセットマネジメント株式会社の運用体制や運用状況等について、投資一任契約、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、運用リスク管理および運用品質向上への取組等について、同社から定期的に報告を受け、必要に応じて改善・強化等の要請を行います。
- ・信託財産の運用に関して問題点が生じた場合には、信託財産運用管理部門に速やかに報告し問題点の分析・改善などの対応を行います。

<信託財産運用管理部門>

- ・信託財産の運用管理に係る規程・業務細則などの整備を行い適正な信託財産運用業務の遂行を確保します。
- ・信託財産運用部門の信託財産の運用状況について、運用の基本方針、ガイドライン、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、信託財産運用部門の運用委託先に対するモニタリングの状況について、その妥当性を確認します。
- ・運用状況のモニタリングや信託財産運用部門からの報告により認識した問題点の原因分析を行い、信託財産運用部門に対して改善に向けた管理・指導を行います。

<取締役会等>

- ・信託業務が適正に遂行されるよう、信託業務の管理に関する基本方針を決定し、組織体制の整備を行います。
- ・信託財産運用部門、信託財産運用管理部門からの報告を受けて信託の受託者責任の履行に関する重要事項、信託業務の管理に関する重要事項の協議を行います。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

また、未収入金、未払解約金及び未払受託者報酬は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第22期計算期間（2023年12月25日現在）

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
単独運用指定金銭信託受益権	—	3,644,801,438 円	—	3,644,801,438 円
資産計	—	3,644,801,438 円	—	3,644,801,438 円

第23期計算期間（2024年6月25日現在）

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
単独運用指定金銭信託受益権	—	3,169,533,464 円	—	3,169,533,464 円
資産計	—	3,169,533,464 円	—	3,169,533,464 円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

単独運用指定金銭信託受益権

市場価格、価格情報会社の提供する価格等に基づき算定した基準価額によっており、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

	第22期計算期間 (2023年12月25日現在)	第23期計算期間 (2024年6月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
単独運用指定金銭信託受益権	△278,277,848 円	△2,436,574 円
合計	△278,277,848 円	△2,436,574 円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第22期計算期間 (自 2023年6月27日 至 2023年12月25日)	第23期計算期間 (自 2023年12月26日 至 2024年6月25日)
1口当たり純資産額	0.8740 円	0.8713 円
1口当たり当期純利益金額又は 1口当たり当期純損失金額(△)	△0.0699 円	△0.0027 円

※ 1口=1円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考情報)

(収益分配金の計算過程)

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

第22期計算期間 (自 2023年6月27日 至 2023年12月25日)	
計算期間末における分配対象収益額は26,505,933円(1万口当たり63円)ですが、収益分配は行っておりません。	
項目	金額
A 費用控除後の配当等収益額	5,106,809円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円
C 収益調整金(有価証券売買等損益相当額)	0円
D 収益調整金(その他収益調整金)	6,492,148円
E 費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額	14,895,446円
F 費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額	11,530円
G 分配対象収益額(A+B+C+D+E+F)	26,505,933円
H 期末残存口数	4,161,354,098口
I 1万口当たり分配可能額($G/H \times 10,000$)	63円
J 1万口当たり分配額	0円
K 収益分配金額($H \times J / 10,000$)	0円

第23期計算期間
 (自 2023年12月26日
 至 2024年6月25日)

計算期間末における分配対象収益額は 73,225,638 円 (1 万口当たり 201 円) ですが、収益分配は行っておりません。

項目	金額
A 費用控除後の配当等収益額	0 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0 円
C 収益調整金 (有価証券売買等損益相当額)	50,108,542 円
D 収益調整金 (その他収益調整金)	5,662,115 円
E 費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額	17,444,925 円
F 費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額	10,056 円
G 分配対象収益額 (A+B+C+D+E+F)	73,225,638 円
H 期末残存口数	3,629,310,383 円
I 1万口当たり分配可能額 (G/H×10,000)	201 円
J 1万口当たり分配額	0 円
K 収益分配金額 (H×J/10,000)	0 円

(参考)

当信託は「単独運用指定金銭信託」信託受益権を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「単独運用指定金銭信託受益権」は、すべて同金銭信託の信託受益権であります。

同金銭信託の状況は次のとおりであります。なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

1 単独運用指定金銭信託の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

2024年6月25日現在	
資産の部	
流動資産	
銀行勘定貸	105,163,841
国債証券	3,072,862,800
流動資産合計	3,178,026,641
資産合計	3,178,026,641
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,493,177
流動負債合計	8,493,177
負債合計	8,493,177
純資産の部	
元本等	
元本	※1 3,104,925,052
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	64,608,412
利益剰余金合計	64,608,412
元本等合計	3,169,533,464
純資産合計	3,169,533,464
負債純資産合計	3,178,026,641

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報 会社の提供する価格等で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益については、約定日基準で計 上しております。

(貸借対照表関係)

2024年6月25日現在
※1 「元本」は「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>① 金融商品に対する取組み方針 実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープンの信託約款に基づき、お客さまからお預りした資金を合同して、全て当社が委託者兼受託者として運用を行う単独運用指定金銭信託に投資します。単独運用指定金銭信託は、主として日本国債に投資することにより運用します。日本国債への投資にあたっては、当該時点の投資環境等に最も適していると判断される年限の国債に投資することにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指します。</p> <p>② 金融商品の内容及びリスク 当信託が運用する金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。</p> <p>a. 銀行勘定貸 銀行勘定貸とは、受託者の銀行勘定で短期の運用を行うことを指します。銀行勘定貸には信用リスクがあり、運用先である受託者の倒産等により、運用する金銭の一部または全部が毀損することがあります。</p> <p>b. 国債証券 「単独運用指定金銭信託受益権」を通じて、日本国債に投資を行います。 国債証券には、主に以下のリスクがあります。</p> <p>ア. 金利変動リスク 金利の変動が、債券の価格に影響を及ぼすリスクをいいます。 一般的に金利が上がった場合、債券の価格は下落し、反対に金利が下がった場合、債券の価格は上昇する傾向があります。金利が上がった場合には損失を被るリスクがあります。</p> <p>イ. 信用リスク 有価証券の発行体(国や企業など)の経済情勢や財政状態に関わるリスクをいいます。 当信託は、単独運用指定金銭信託を通じて主として日本国債に投資しますので、経済情勢や財政状態、または、格付機関により付与された信用格付が引き下げられた場合、債券価格が下落し、損失を被るリスクがあります。</p> <p>ウ. 流動性リスク 有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合または取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた価格での売却ができないこと、売却のタイミングを逃すこと、きわめて安い価格でしか売却できないことなどにより不測の損失を被ることがあり、基準価額の下落要因となります。 当信託は、単独運用指定金銭信託を通じて、主として日本国債に投資することとし</p>
--

ており、かかる流動性リスクが現実化し、損失を被るリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理については、以下の体制で運営します。

<信託財産運用部門>

- ・信託約款および運用の基本方針等に基づき、当社および当社グループの他部署からは独立した判断で、当信託および単独運用指定金銭信託の信託財産の運用を行います。
- ・単独運用指定金銭信託の運用権限の委託先であるりそなアセットマネジメント株式会社の運用体制や運用状況等について、投資一任契約、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、運用リスク管理および運用品質向上への取組等について、同社から定期的に報告を受け、必要に応じて改善・強化等の要請を行います。
- ・信託財産の運用に関して問題点が生じた場合には、信託財産運用管理部門に速やかに報告し問題点の分析・改善などの対応を行います。

<信託財産運用管理部門>

- ・信託財産の運用管理に係る規程・業務細則などの整備を行い適正な信託財産運用業務の遂行を確保します。
- ・信託財産運用部門の信託財産の運用状況について、運用の基本方針、ガイドライン、関連法令等の遵守状況を含むモニタリングを実施します。また、信託財産運用部門の運用委託先に対するモニタリングの状況について、その妥当性を確認します。
- ・運用状況のモニタリングや信託財産運用部門からの報告により認識した問題点の原因分析を行い、信託財産運用部門に対して改善に向けた管理・指導を行います。

<取締役会等>

- ・信託業務が適正に遂行されるよう、信託業務の管理に関する基本方針を決定し、組織体制の整備を行います。
- ・信託財産運用部門、信託財産運用管理部門からの報告を受けて信託の受託者責任の履行に関する重要事項、信託業務の管理に関する重要事項の協議を行います。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

また、銀行貸勘定及び未払解約金は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2024年6月25日現在

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
国債証券	3,072,862,800円	—	—	3,072,862,800円
資産計	3,072,862,800円	—	—	3,072,862,800円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

国債証券

債券は、市場価格又は価格情報会社の提供する価格等によっており、国債証券は、レベル1に分類しております。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

	2024年6月25日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	△3,523,263 円	
合計	△3,523,263 円	

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 附属明細表

有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

2024年6月25日現在

種類	銘柄		利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)
日本国債	第1207回	国庫短期証券	0.000	2025/1/20	3,074,400,000	3,072,862,800
国債証券 小計					3,074,400,000	3,072,862,800
合計					3,074,400,000	3,072,862,800

第2 【証券事務の概要】

1 受益者の変更

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

2 受益者に対する特典

ございません。

3 受益権の譲渡・質入

当信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当社がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

4 受益者への報告事項

以下に掲げる書面について、受益者へ手交または郵送等によりお渡しします。

- (1) 信託設定の内容(信託金の額、追加信託金の額および受益権の口数を含む)を記載した書面
- (2) 解約の内容を記載した書面
- (3) 分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
- (4) 信託財産状況報告書
- (5) 信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、当信託の信託業務の委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面

第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

(1) 【受託者の概況】

① 資本金の額（2024年3月末日現在）

279,928 百万円

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 発行する株式の総数（2024年3月末日現在）

405,000,000,000 株

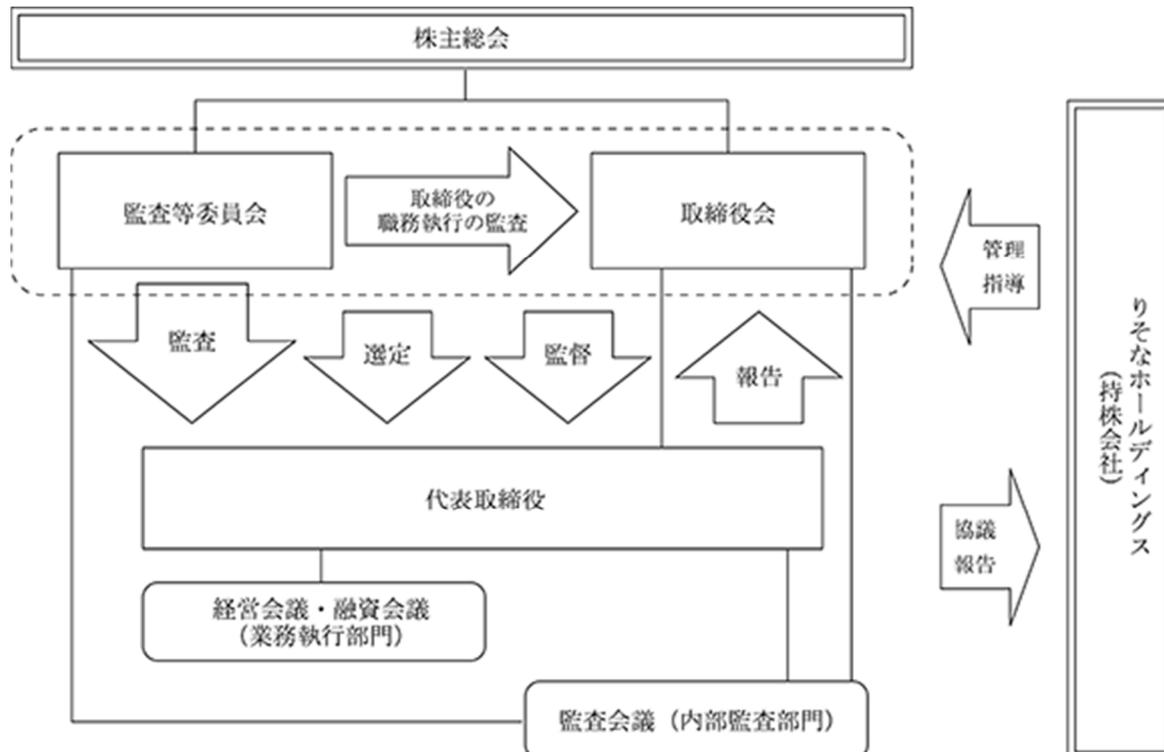
③ 発行済株式総数（2024年3月末日現在）

134,979,383,058 株

④ 受託者の機構

(a) 当社の機構内容（2024年3月末日現在）

<コーポレート・ガバナンス体制>



当社は、取締役会については、取締役12名のうち4名を社外から招聘し、業務執行の決定と、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるよう

な運営を行っております。

また、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成される監査等委員会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

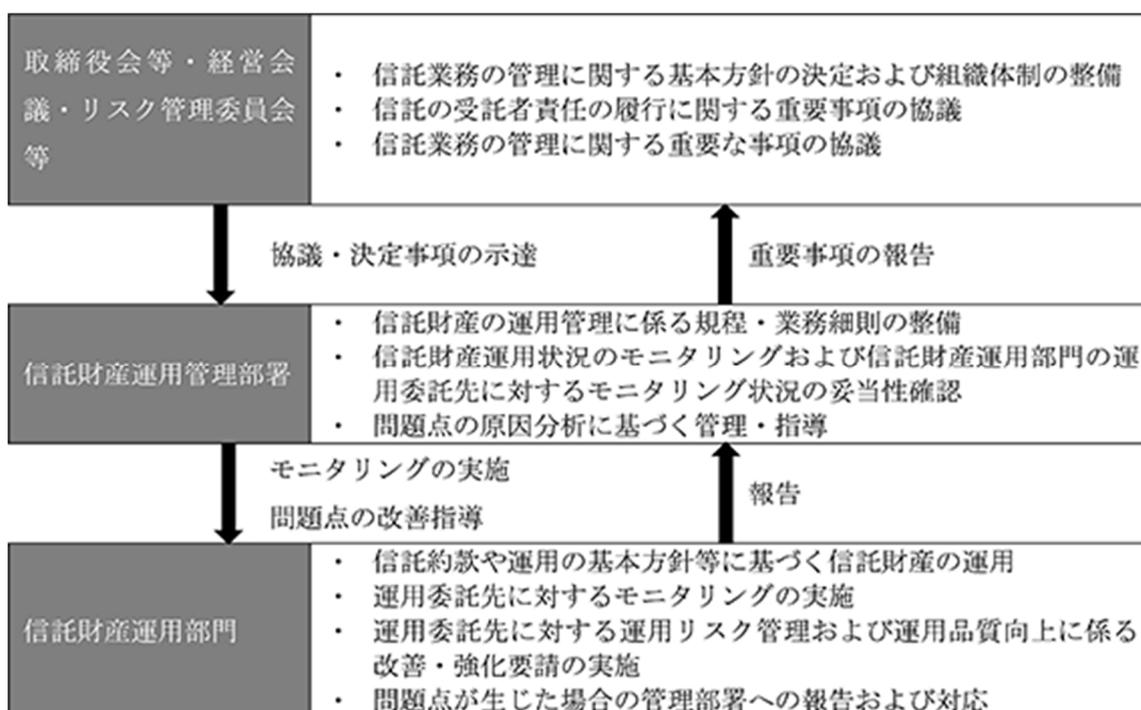
その他に、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を協議・報告する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を協議・報告する機関である監査会議等を設置しております。

※当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数を1名以上、監査等委員である取締役の員数を3名以上とする旨定款に規定しております。

※当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。また、取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行い、累積投票によらない旨定款に規定しております。

(b) 投資運用の意思決定機構

当社は、運用の意思決定、運用管理を以下の態勢で行います。



上記態勢は、2024年10月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(2) 【事業の内容及び営業の概況】

銀行法に基づき銀行業務を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

連結会社のうち、信託業務を営む会社は当社1社です。当社が受託する信託財産は以下の通りです。

2024年3月末日現在	
信託財産残高（百万円）	
金銭信託	12,364,468
年金信託	2,604,253
財産形成給付信託	1,073
投資信託	12,923,073
金銭信託以外の金銭の信託	442,969
有価証券の信託	13,656
金銭債権の信託	887,273
土地及びその定着物の信託	—
土地及びその定着物の賃貸権の信託	—
包括信託	557,931
合計	29,794,700

(3) 【経理の状況】

① 【受託者が提出した書類】

(a) 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月24日 近畿財務局長に提出

(b) 【半期報告書】

該当事項はありません。

(c) 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社りそな銀行東京営業部（東京都千代田区丸の内二丁目7番2号）

(4) 【利害関係人との取引制限】

受託者は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項で準用する信託業法第29条第2項により、信託行為において下記①乃至③に掲げる取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法に

よる受益者の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、下記①乃至③に掲げる取引をすることが禁止されています。

- ① 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。）と信託財産との間における取引
- ② 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引
- ③ 第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

また、受託者は、信託法第31条により、一定の要件を満たす場合を除き、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる行為その他同条第1項各号に掲げる行為をすることが禁止されています。

(5) 【その他】

該当事項はありません。

2 【委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

① 【会社の概況】

該当事項はありません。

② 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

③ 【経理の状況】

該当事項はありません。

④ 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

⑤ 【その他】

該当事項はありません。

(2) 【会社以外の団体の場合】

① 【団体の沿革】

該当事項はありません。

② 【団体の目的及び事業の内容】

該当事項はありません。

③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

該当事項はありません。

④ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

該当事項はありません。

(3) 【個人の場合】

① 【生年月日】

該当事項はありません。

② 【職歴】

該当事項はありません。

③ 【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

3 【その他関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】	①名称	株式会社日本カストディ銀行	りそなアセットマネジメント株式会社
	②資本金の額 (2024年10月1日現在)	510億円	10億円
	③事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。
(2) 【関係業務の概要】		株式会社日本カストディ銀行は指定単独運用信託の受託者である当社との間の再信託契約に基づき、指定単独運用信託の信託財産の管理、指定単独運用信託の受託者の指図に従った有価証券の売買の執行、余裕金の運用などの指定単独運用信託に関する信託事務を行います。	りそなアセットマネジメント株式会社は指定単独運用信託の受託者である当社との間の投資一任契約により付与された権限に基づき、指定単独運用信託の運用を行います。
(3) 【資本関係】		当社は、関係法人の株式16.7%を保有しています。 (2024年10月1日現在)	当社の親会社である株式会社りそなホールディングスは、関係法人の株式100%を保有しています。 (2024年10月1日現在)
(4) 【役員の兼職関係】		下記の者は当社の役員を兼務しております。 (2024年10月1日現在) 社外取締役 三井 英一 (りそな銀行 常務執行役員)	下記の者は当社の役員を兼務しております。 (2024年10月1日現在) 社外取締役 杉本 仁美 (りそな銀行 取締役)
(5) 【その他】		該当事項はありません。	該当事項はありません。

第4 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2024年3月22日 第22期計算期間(自 2023年6月27日 至 2023年12月25日) 有価証券報告書

2024年3月22日 募集事項等記載書面

(注) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

2024年9月24日 第23期計算期間(自 2023年12月26日 至 2024年6月25日)有価証券報告書

2024年9月24日 有価証券届出書の訂正届出書

2024年11月27日 有価証券届出書の訂正届出書

2024年11月27日 臨時報告書

- ・ 本書に記載されている運用管理態勢・リスク管理体制は、2024年10月1日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。
- ・ 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、当信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面および有価証券報告書の主要内容を要約し、目論見書の概要として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・ 目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- ・ 目論見書に当信託および指定単独運用信託の約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、約款を参照すべき旨を併せて記載することで、募集事項等記載書面および有価証券報告書の記載に代えることがあります。
- ・ 募集事項等記載書面および有価証券報告書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・ 目論見書に当社の社名をロゴ・マークにより表示する場合、当社の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案を併せて表示する場合があります。
- ・ 当信託の募集事項等記載書面および有価証券報告書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて提出している旨および目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・ 当信託の受益権について、証券は発行されておらず、また、振替機関でのお取扱いはありません。



- 実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープンの商品内容に関するお問合せ、ご相談は、りそな銀行の本店および国内各支店（出張所を含みます）等をお願いいたします。
- 詳細は以下のホームページでご確認ください

ホームページアドレス：<https://www.resonabank.co.jp/>